

第 11 編 市町村水道小史（市町村寄稿）

なはの水道

1 創設前の水道

那覇は古来より飲料水に乏しく、住民は僅かばかりの湧水や井戸水、雨水を使用していました。しかし、那覇は昔、浮島と呼ばれる小島であったところから、井戸水は塩分を含み、大半の井戸が飲料に適しませんでした。そこで家の屋根に樋をめぐらして雨水を溜め、これを飲用に使っていました。ところが日照りが続きタンクが底をつくると、僅かばかりの井戸に住民が殺到する有様でしたので、落平（うていんだ）の湧水を舟で運び売り歩く水商売も生まれました。また、喝水になると伝染病や火災による被害が増え、住民は毎日不安な生活を送らねばなりませんでした。

2 創設水道

那覇区が誕生した翌年の明治30年に区会で初めて緊急水道布設事業が可決され、その後いろいろな調査や計画がなされながら、財政問題、水源地問題等にはばまれて実現しなかった本市の水道布設は、昭和の初め頃、近郊の宜野湾村内に散在する湧水が発見されたことにより一挙に具体化することになりました。

昭和2年水道布設に関する本格的な計画がなされ、水源地地の買収や資金の調達に予期せぬ年月を費やしたものの、昭和8年9月遂に市民待望の給水が開始されました。昭和9年には水道事業を運営していくために水道課が発足しました。

この基本計画によりますと、給水人口60,000人、1日平均配水量3,360 m^3 、1人1日平均水量56 l を昭和23年までに達成することになっていたのでありますが、去る大戦で施設の一切を破壊され計画半ばにして皆無の状態になったのであります。

3 復興時の水道

戦後は、戦災と人口の過密化により、水事情は水道布設以前にまさり日を追って逼迫したため、市においては、米軍が修築使用していた泊浄水場の返還交渉を米軍との間に開始したのでありますが、米軍は返還を前に100万ドルの工費を投じ水源地、浄水場、ポンプ場等の基本施設を改修し、昭和28年12月全施設を返還したのであります。

市は、これら施設の返還と併行して配水管の布設整備を行い、昭和25年設置された公共施設課を水道課と改め本格的に水道事業を開始したのであります。

4 拡張期の水道

昭和29年に首里市と小祿村が、昭和32年に真和志市が合併し、これによって市域は7倍に拡大、人口も20万人に達しました。

2市1村との合併によって水需要は一層増大し、軍水道からの浄水を補っても渇水期の需要を充たすことができず、市内の水事情は大きな社会問題となりました。その対策として、自己水源の開発と浄水施設の拡張が計画され、泊浄水場の施設が2倍に拡張されました。市域の拡大、施設の拡張等により業務量も増加したので、昭和37年水道部に昇格し3課9係が設置されました。

こうした事業拡充の努力にもかかわらず、昭和38年には72年ぶりの早魃により延べ206日に及ぶ制限給水を余儀なくされ、本土から救援水が船で送られてくるという前代未聞の異常事態に陥りました。

昭和39年以降も施設の拡張は続き、昭和39年識名配水池、安謝ポンプ場が完成し、更に昭和41年には首里配水池が増設されました。これに伴って、運営体制の強化拡充も併行して進められ、昭和47年7月機構改革により水道部を水道局に改め、同年10月には新庁舎の建設にも着手することになりました。

5 復帰後の水道

復帰後、沖縄県の自立発展を目指して沖縄振興開発特別措置法が施行され、水道事業の整備も進められることになりました。本市においても配水施設の整備が進められ、昭和48年に石嶺ポンプ場、石嶺配水池、昭和49年に上間ポンプ場、豊見城ポンプ場、豊見城配水池が相次いで完成しました。

しかし、昭和56年には、再び異常渇水に見舞われ、実に326日間の長期に及ぶ制限給水が実施され、慢性的な水不足に悩まされ続けている沖縄本島においても記録的なものでありました。

このような制限給水を繰返す体験により、市民の間には水は有限であり大切なものであるという認識が深まり、「節水型社会」が定着し、水需要は横這いの傾向にあります。

そういう水事情の厳しい中、本市の唯一の浄水施設である泊浄水場は、都市化による水質の悪化や水量に減少により原水の確保ができず、また施設の老朽化等もあって、やむなく昭和63年3月31日を以て廃止され、本市の水道は県企業局からの全面浄水受水によって賄われることになりました。

本市は、現在、第3回水道事業変更認可を受け、平成12年における給水人口を320,000人、1日平均配水量を135,840m³、1人1日平均配水量を425ℓとして

基本計画を策定し、送配水施設の整備拡充を重点に事業を進めているところであります。

今日、我が国の水道は、94%の普及率を達成し、国民生活や都市の諸活動を根底で支える重要な役割を果たしております。しかしながら、一方においては、ライフライン機能の確保を始め、安全でおいしい水の供給、給水サービスの向上等数々の課題が山積みしております。

21世紀に向けて、これらの課題の整備を一段と進め、「ふれっしゅ水道計画」が示す高水準水道の構築を目指して、事業を推進していく所存であります。

石川市水道

昔の人は、水は天からの賜物とばかり思って、自ら開発して水を得ようとはせず、ただ自然に湧出する泉を探すことばかりしか知らなかったのである。

このことは、ここ石川だけについて見ても、井戸を掘って地下水を汲むことを知ったのが、明治30年以後であったことでもわかる。

沖縄は明治37年春から初冬にかけて大旱ばつに見舞われ、農作物も枯死する状態であったが、もちろん泉も涸渇して飲料水にも困った。しかし窮すれば通ず、この時はじめて屋敷内に井戸を掘って、地下水を発見したのは石川の屋号シリーの石川加那であったというが、その時の喜びは恐らく筆舌にも尽くせない程であったろうと思う。これがきっかけとなって石川部落では次々と各戸に井戸が掘られるようになったのである。

石川部落は低平の地でしかも砂地だから、掘りやすい上に三尋位で水が出たが、上方の部落では重粘土や岩盤を七、八尋中には十尋以上も掘らなければ水は出なかった。それでも大正末期頃には、ほとんどの家に井戸が出来ていた。

昭和35年5月24日、はるか太平洋を越えた南米チリで発生した大規模地震による津波が、沖縄本島まで来襲し本市の九区一帯（現港区）に大きな災害を与えた。その後、津波の影響によって井戸水が使用できなくなり、福地川（東山）から取水し給水を開始したのが、石川市の水道の始まりとなった。

（石川市史より）

昭和42年6月当市に県企業局の浄水場が竣工し、石川市は昭和42年5月に事業認可を受け同年11月計画給水人口11,571人、1日最大給水量1,735 m^3 で給水を開始する。

昭和46年11月に事業認可変更（第1次拡張）を受け計画給水人口25,220人1日最大給水量3,783 m^3 。

昭和52年2月に事業認可変更（第2次拡張）を受け計画給水人口20,160人1日最大給水量7,003 m^3 。

昭和59年1月に事業認可変更（第3次拡張）を受け計画給水人口22,000人1日最大給水量9,400 m^3 で現在に至っている。

石川市水道の現状は、行政区域面積21.24 km^2 、給水面積9.04 km^2 で給水区域内人口は、21,268人で普及率100%で1日最大給水量は、7,002 m^3 である。

施設の現況は水源がなく企業局よりすべて受水して給水を行っている。ポンプ

場は3ヶ所、配水地は5ヶ所で3,850m³、配水管総延長は102,222mで事業を進めている。

沖縄市水道歴史概要

1 はじめに

人々が生き続けていくために欠く事のできない“水”。先人達はその水を確保するために集落の移動という苦難の歴史は多くの文献でも窺い知ることができる。

本県は地形及び気象的条件により古より水の潤沢な使用が阻まれてきた。本質的には現在もその状況は変わってない。そのため、私共の先人達はことさら水＝自然との折り合いを大切にしてきた。

水を手に入れる手段は、これまで井泉（カー）、共同井戸、個人井戸、簡易水道そして上水道へとその形態が変わってきた。同時にその使用量も生活環境の変化とともに増大し、今日では水は飲料用のみならず社会生活をはじめ経済活動にとって一日たりとも欠くことはできない存在となっている。

沖縄市は第2次大戦後、嘉手納基地の建設に伴い基地に依存した形での街づくりが顕著になってきた。他地域からの急激な人口流入と基地関連事業の要請により水道事業が急がれることとなった。水道管の布設工事が基地に隣接した旧ビジネスセンター通り（BC通り・現中央パークアベニュー）から着手されたのうなづける。

本市の水道事業は通水から今年で35周年を迎えることとなった。その間の27年間は米軍支配のもとでの事業運営が余儀なくされ、幾多の苦難を経て今日の基盤が築かれた。

昭和49年4月1日、旧コザ市、旧美里村の合併により、それぞれの水道事業が廃止され新市「沖縄市水道事業」へ業務が引き継がれた。

その後、給水区域の拡大・増加する水需要に対応するため昭和56年12月に目標年次を昭和65年度とする第1次拡張事業、更に昭和60年9月に第2次拡張事業変更認可を受け、施設の拡充整備を図ってきた。

2 上水道布設前の水事情

(1) 旧コザ市

水確保は先に述べたような歴史的過程があるが、上水道事業開始の直前に限っていえば、簡易水道（水道法で規定されている水道ではない）の果たした役割は大きなものがある。

戦後の米軍基地建設のために接収された土地は、当時の越来村（コザ市の

前身)の面積の68%を占める広大な土地であった。基地建設に伴う戦後の急激な人口増は、もともと地形的に水資源に恵まれない地域においては生活用水の確保は何よりも最優先された。

基地に接収された土地から追われた住民は、わずかに残された土地で戦災から立ち上がるための生活が始まったが、人口密集が急激に進むなかでは、自ずと井泉・個人井戸にも限界が生じる結果となった。

昭和25年頃から基地に隣接した旧ビジネスセンター地区やコザ十字路付近で個人井戸を水源とした簡易水道が開始されるなど行政に先んじて水道布設が始まった。それに前後して、八重島・中の町・諸見里・胡屋の一部・安慶田でも地域の要請として、私設及び部落営の簡易水道が次々と誕生した。

(2) 旧美里村

一方、旧美里村は旧コザ市に比べ、比較的、水資源に恵まれた地域で、戦前は主として農業と漁業を生活基盤として発展した村である。

しかし、隣接の旧コザ市の生活基盤が基地依存経済へと急激な転換を迫られることと連動して、特にコザ十字路に市場が形成されると共に宮里・吉原美里一帯がいち早く商業地域へと変貌していった。これらの地域は水の利に恵まれていた旧美里村にあっては例外で、コザ十字路一帯は慢性的な水不足に悩まされた。その打開策として、既に旧コザ市の越来・城前・照屋地域の給水のため個人が布設した簡易水道からの受水で急場を凌いだ。

昭和36年から部落単位の小規模簡易水道として「知花・松本」・登川・池原・高原・仲原・知花外人・明道等が誕生した。それらの簡易水道は美里村営水道事業の誕生で美里村に移管され、一部は合併後の沖縄市水道事業に移管された。

(3) 旧コザ市水道事業

戦後の混乱が落ち着き始めると都市基盤としての水道整備が緊急な行政課題として浮上してきた。その実現のため議会をはじめ関係者が奔走したが、財政的な理由からなかなか日の目を見ることができなかった。

昭和31年12月27日の定例議会において「上水道事業特別会計設定について」をはじめとする関連議案が提案され原案可決。同年12月29日に当時の琉球政府行政主席に「コザ市上水道布設工事認可申請書」が提出された。

その概要は次のとおりである。

給水区域	コザ市全区域(16区)
------	-------------

工事費総額	1億2百万円（B円）
給水人口	45,000人
一人一日平均給水量	100ℓ
〃　最大給水量	140ℓ

翌昭和32年1月26日水道事業が認可、事業着工に大きなはずみがついた。関係条例の整備を終え、いよいよ工事着手という段階になって米軍からクレームがついた。当時コザ市が計画していた独自の浄水場建設の中止を求める内容の勧告であった。

米軍から勧告の条件として米軍所有の天願浄水場の施設改善を行い、コザ市に1日200万ガロンの給水を行うことや、住民の水需要を賄うために水道公社設立方針が示された。

米軍の厚い壁の前に、独自の浄水場を建設すべきであるとするコザ市側の要求は阻まれることとなった。

浄水場建設を断念し、米軍から給水を受けるための配水管布設工事が旧ビジネスセンター大通りで急ピッチで進められ、昭和33年6月17日に米軍送水管とコザ市配水管の接続工事が完了、19日には盛大な通水式が行われた。

市全域への給水を行うため8月に10社の給水工事指定店を認可。昭和33年8月25日にはセンター区への給水を皮切りに昭和36年8月の八重島区への給水で、一応市内全域への給水体制が完了した。

当時の給水装置工事は、手押しのリヤカーに鉛管や穿孔機を積み込んでの移動や道路掘削もツルハシやスコップ等を用いての作業であり苛酷を極めた各地域での給水作業と併行して分岐点設置工事が行われた。中の町・照屋・胡屋の各分岐点が次々に新設され、増加する水需要に対応していった。

昭和38年、水道普及率が50%を超え水道課の業務量も増大してきたため、機構の整備をおこなった。課内に庶務・財務・業務・配水及び給水の5係を設置し、業務分掌の整理を行った。

昭和34年7月、将来の都市環境整備のための下水道計画を行うために県内初の下水道係を新設、同時に業務係を廃止し収納・調定の二係を設けた。

昭和42年7月1日、本市水道事業に「市町村公営企業法」を適用し独立採算の企業として運営することとし、水道課を水道部に組織変更した。水道部への移行に伴い、機構改革を行い、総務・経理・業務・管理・施設・下水道の6課11係とし、水道事業管理者を設置した。

会計についても「水道事業特別会計」「下水道事業特別会計」の二本立ての会計処理を採用、同制度は昭和46年7月に下水道課が市長事務部局の建設部下水道課への組織改革まで続くことになる。下水道課の建設部への組織移行にともない、水道部の施設課と管理課を統合して給水課にする4課9係の組織再編も行われた。

沖縄の本土復帰が昭和47年5月15日と決まった。沖縄戦後から続いた米軍による沖縄統治から日本政府への施政権の返還である。本市水道事業もこれまでの市町村公営企業から地方公営企業法への適用に備えるための新たな水道事業の変更認可手続きが必要となった。その条件整備のための業務が精力的に進められた。地方公営企業の適用に伴い、これまで助役が兼務していた水道事業管理者を専任制とした。

昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰の日である。沖縄は過去に自らの意志とは無関係に島津藩・明治政府そしてアメリカ統治という政治機構の中に組み込まれてきた。今回は四回目の世替わりである。

復帰によるドルから円への通貨切り替えは、県内経済に大きな混乱を引き起こしたが、水道事業体でもその影響をもろに受けた。本市では1ドル対305円の交換レートでの水道料金を設定し5月15日から実施に入ったが、同日の沖縄県議会において1ドル対360円換算の水道卸料金が可決されたため、本市と同じく305円または308円のレートで水道料金を設定した市町村の水道事業体では、赤字経営に陥ることが明らかとなる。

日本水道協会九州地方沖縄県支部は、「大蔵大臣の定めた交換比率305円もしくは公定レート308円への改正」決議を行い、積極的に要請活動を行った。受水市町村から再三の是正要請に対し、県は308円換算の条例改正を余儀なくされ、復帰の5月15日に遡って水道料金の改正を行った。

復帰後の米軍基地への給水は水道法に基づき市町村の水道事業が行うべきであるとして、復帰前から関係市町村で構成する沖縄水道協会では復帰対策委員会を設置し検討を行い、県に対し市町村から米軍への直接給水ができるよう要請を行った。しかし、米軍側は復帰前に旧水道公社（現沖縄県企業局）との給水契約を盾に市町村からの直接給水を拒みつづけ問題の解決は復帰後に持ち越された。問題解決を遅らせた要因の一つとして嘉手納基地への給水形態がある。

嘉手納基地内の管網は、当時のコザ市・美里村・北谷村・嘉手納村・読谷村

にまたがっており給水はコザ市が行っていた。当初、米軍側はそのことを理由に問題解決の遷延を図ったが、その原因は戦後の米軍による嘉手納基地建設によるものであり、関係市村の責任ではないことは明らかである。

嘉手納基地をかかえる本市にとって基地給水問題は看過できない問題である。米軍側の厚い壁のため交渉は難航したが、同問題は厚生省をとおして「日米合同委員会」へ提起された。同委員会で審議された結果、米軍基地への給水は関係市村が行うことで日米両政府の“了解覚え書き（メモランダム）”が締結された。問題の解決の糸口は見つかったものの最終決着には多くの紆余曲折と長期の日時を要することとなったが、復帰後3年が経過した昭和50年7月9日に給水契約が締結され嘉手納基地給水問題は解決をみることになった。

(2) 旧美里村水道事業

旧美里村の村営水道事業は昭和36年6月に村定例議会で、美里・吉原・宮里地域の水道布設が決議されることによりスタートするが、旧コザ市の水道が給水地域を城前・照屋に拡大していくことに触発され、当時最も水事情の厳しいコザ十字路に位置する美里・吉原・宮里地域からの水道管布設となった。

水道事業の村営決議に伴い、建設課に水道係が誕生。同年12月15日「美里村水道上水道特別予算」同22日に「美里村給水条例」がそれぞれ可決された。翌年1月18日には、琉球政府から水道事業の認可を得て、同日の工事着手となった。

美里村の事業認可は村一円の事業認可ではなく、ある地域においては村の事業として、またある地域では部落営の簡易水道として給水を行う形をとった。村全体に水道管を布設にする多額の財政負担を要するため、村内に点在する居住地域の簡易水道を充実することで村民の需要に応えるものであった。

昭和38年7月1日、今後の事業執行の強化をはかるため機構の見直しを行い、建設課水道係から水道課を分離独立させた。

昭和43年7月1日、水道事業に市町村公営企業法を適用。水道事業管理者は村長の兼務となった。

昭和47年5月15日の本土復帰に備え、水道事業変更認可が必要となった。これまでの村営の水道事業と各行政区で運営されてきた簡易水道を一元化し村一円とする作業は多忙を極めた。

昭和47年4月28日、水道事業変更認可を申請。復帰直前の5月12日に認可された。その概要は次の通りである。

給水区域	村一円（軍施設を含む）
給水人口	45,600人
一人一日平均給水量	192ℓ
〃　最大給水量	320ℓ

(3) 沖縄市水道事業の創設

昭和49年4月1日、旧コザ市・旧美里村の合併により新市「沖縄市」が誕生。両市村の水道事業が新しい市に引き継がれ「沖縄市水道事業」がスタートした。合併後の水道施設の維持管理を強化するため、管理課を新設し5課11係の機構となった。合併後の基本計画概要は次の通り。

給水区域	ほぼ市内全域に拡大
給水人口	99,135人
一日平均給水量	46,960m ³
〃　最大給水量	55,248m ³
目標年次	昭和55年

合併により給水区域がほぼ市内全域に拡大されたのに伴い、全市的な見地からの安定給水体制が急がれることになった。不測の事態に備えるために配水管網の整備、出水不良地域の解消を図るとともに分岐点の整理統合が積極的に進められた。合併後の課題となっていた部落営簡易水道から上水道への移管作業も順調に進められた。

昭和53年12月、水道事業の健全な経営と公共の福祉向上を図ることを目的として沖縄市水道事業経営委員会を設置。

合併後の都市開発等による行政人口の増加や給水区域の拡大から水道事業の見直しが検討され、第一次拡張事業として取り扱われることになった。その内容は有収率の向上を図るための配水系統の整備・安定供給のための貯水池・調圧槽の築造を盛り込んだものであった。

その概要は次の通りである。

給水区域	池原・登川・知花の一部を除く全域
給水人口	114,484人
給水量	①一日平均給水量 58,132m ³ （民47,169m ³ ・基地10,963m ³ ）
	②〃　最大給水量 66,820m ³ （民54,219m ³ ・基地12,601m ³ ）

③一人一日平均給水量 508ℓ (民412ℓ)

④ 〃 最大給水量 584ℓ (民474ℓ)

配水施設 ①既設15 (民12.基地3) → 9 箇所 (民間6. 基地3)

②配水池 既設 0 → 変更後3池

③高架水槽 既設 0 → 変更後1池

④調圧槽 既設 0 → 変更後1池

昭和56年12月、第1次拡張事業が認可されたが、その条件として独自の水質検査事業が義務付けられた。昭和60年に市独自の水質検査室が竣工するまで県企業局コザ浄水場の水質検査室使用と市検査員の指導養成が続いた。

昭和56年は沖縄県の水道史上かつてない長期渇水へ突入する年となった。県内では、これまでも50年ぶり、70年ぶりの長期渇水や毎年のように繰り返される制限給水に悩まされてきたが、この年の7月から始まった渇水は翌年の6月まで続き、“326日の給水制限”となり県内は大きな混乱に陥った。

昭和57年に入り、第1次拡張事業認可に伴う事業が本格化した。同年8月に八重島配水池が着工し、翌年5月に竣工した。さらに、9月から与儀配水ポンプ施設及び調圧槽の築造に着手され、併行して分岐点の統廃合も行われた。

昭和59年、沖縄県の第二次振興開発計画に基づく大型プロジェクトの中城湾新港地区公有水面の第一次埋め立て工事が着工され、泡瀬の地域面積が拡張されること、さらに未給水地域になっていた東南植物楽園一帯への給水のために水道事業の変更が必要となり、条例の一部改正と併せて事業変更の認可を得る。

水道の安定給水に図るために欠くことのできない貯留施設として、先の八重島配水池に続いて松本配水池の築造を昭和61年9月に着工し、翌62年完成をみた。

昭和62年6月、第29回全国水道週間から行事の一環として本市水道事業も独自の水道週間を開催、街頭での水道相談窓口設置等の企画を通して水道に対する市民の理解と関心を高めるため取り組みを行う事となった。

昭和63年6月19日は、沖縄市水道事業が通水開始から30周年の節目を迎えることから、幾つかの記念事業が企画された。沖縄市水道30年史もその一つで、これまでの水道事業の歴史を記録化し、今後の事業発展に資するため設置された編集委員会のもとに作業が続けられ63年6月の発刊にこぎ着けた。

さらに事業の一環として昭和63年6月4日、[水] - 21世紀へのメッセージのタイトルで水問題シンポジウムが沖縄市民会館で催された。沖縄県の慢性的な水不足解消の糸口をさぐるため、利水団体側が主催したことで多くの注目を浴びた。「限られた資源としての水」「消費者として何ができるか」「自然と人間の調和を考える」等について数多くの提言がなされ、参加者全員で水問題についての「宣言文」を採択した。

6月18日には関係者の出席のもとに「沖縄市水道通水30周年記念式典」が盛大に挙行され、これまで水道事業の発展に貢献された関係者の表彰も併せておこなわれた。

水道事業は高普及時代に入り、需要者の要求は多様化することが必至であり、水道に関する情報を広く市民に提供することは今後の事業運営にとって欠くことができない。そのため、水道事業独自の広報紙「水道だより」を平成元年6月に創刊、全戸への配布体制を確立した。

平成2年、これまで各市町村水道事業体で実施していた責任技術者・配管工の試験が水道協会沖縄県支部のもとで実施されることになった。各事業体のそれら技術者の技術力向上を目的とするものである。本市のように独自の基準による試験をおこなっている事業体がある一方、その基準さえ定めてない事業体があり技術力に大きなバラつきがあった。そのことは県内の水道事業にとって無視することはできないことである。

平成3年には、これまで開発が進められていた中城湾港をはじめ、市の東部一帯の安定給水確保のため大里配水池が完成。先に完成した八重島・松本の両配水池とともに給水安定化が大きく前進することになった。

増大する検針業務への対応と事業運営の効率化を図ることを目的して、これまでの毎月検針・毎月徴収制度を平成3年度（平成3年4月1日）から「隔月検針・毎月徴収」制度へ移行することになり、需要者の理解と協力を得るための広報活動が精力的に行われた。

平成4年度は沖縄市水道事業が通水35周年を迎えること、さらに公営企業としてのイメージアップを図るため平成4年4月1日から水道部から水道局への移行を行うと同時に、これまでの4課11系の機構に経営企画室を設け4課1室11係とした。

宜野湾市水道事業の沿革

本市は、沖縄本島の中部に位置し、西は東支那海に面して比較的海岸線に入り方が少なく珊瑚礁が発達して遠浅をなしており、陸地は、東西4km南北4.5kmのや、長方形をなして地形は山岳らしい山岳もなく概して平坦である。海岸沿いは低平坦で随処に湧水があり水利に恵まれておるが国道58号線以東は大地をなし、水利の非常に乏しい地域である。

今次大戦では当市も壊滅的な戦災をこうむったが、野嵩部落が奇跡的に焼失を免れたため、同部落を含む普天間一帯が当市以南の戦斗地域住民の収容地となり、台地の水の乏しい地域に2万人余の住民が収容されたため、飲料水の欠乏は頂点に達し、住民は日夜飲料水の確保にほん走る様な状態が続いた。

普天間は県道30号線及び国道330号線の交叉点に位置し、那覇より中部沖縄市以北に通ずる交通の要衝であり、戦前においても普天間権現、神宮寺の所在地として、又、中頭郡の中心として、郡的行事の開催地としてあまねく全島に知られた処であり、戦後は市の中央部が軍使用地として収用されたため市役所が普天間に設置されたので、それに伴い、各種官公署や金融機関が集中し、又軍施設が周辺にあることから各種商企業等が続々と進出し、市内外からの転入者が多く急速に人口が増加し、戦後の新興都市地区として着実に発展したのであるが、豊富な水源がないため総合的な給水計画がなされず、一部個人企業による簡易水道に飲料水を求めていたが、これも水量が乏しく、時間給水を行っていた状態であり、水の欠乏は住民生活を非衛生的なものにし、一度火災が発生すればその惨害は想像するだけでも恐ろしいものであった。

1955年8月伊佐浜地域の土地接収により同地域水田の灌漑用水として使用されていた喜友名樋川、並びにその近隣の泉が本来の用水目的がなくなったので喜友名区の飲料及び使用水のみでは多量の余水があるので、この水源を利用して、普天間地域への給水を行なう計画が当初樹てられたが、ぼう大な資金需要と融資面の関係で水道公社よりの浄水を購入して給水を行なうことに計画が変更され、1959年11月19日付、指令工第890号で普天間上水道として事業認可を受け、翌1960年4月第1期工事に着手、同年8月普天間の一部地域に給水を開始した。引続き第2期工事の完了で普天間全域が給水可能となり、年度内目標栓数600栓を上廻る伸び率で1961年6月6日第2期拡張追加工事として、新城及び普天間（南側）地域の事業認可を受け、1963年4月完了と同時に水道公社が直接給水管理をして

いた普天間警察署等県道30号線一帯が市に移管され給水栓数3,000栓に達した。遂次暫定施設の拡張で大山、大謝名、宇地泊、真栄原地区に給水し、1964年4月1日をもって水道公社が直接給水管理していた貸住宅地域が市に移管されることになり、既設水道施設の買上げを行ない高台地域に対しては、ポンプ設備等を設けて給水を開始した。しかし乍ら給水需要の伸びは著しく、特に国道58号線一帯は施設の関係で需給のアンバランスをきたし、1966年6月大山地域の全面改良工事の認可を得て、政府補助事業で工事に着手、同年12月完工し出水不良地域が解消された。

本市の水道事業の長い間の懸案であった国道330号線に沿う中原から宜野湾、長田に至る広大な農業地域への給水は特に同地域が極端に水源に乏しい地域で毎年夏季には飲料水は勿論、使用水も購入する様な実態であったが、莫大な施設費を要するため延々になり水道公社の送水管が国道330号線に布設されることになったので、本市としても、1967年事業として各地域への拡張事業を政府補助を得て着手したが、水道公社の送水管工事が長期を要したため、給水開始は1968年7月になった。

又、我如古地域は1964年4月中部商業高等学校設立に伴い、真栄原配水管から分岐し、ポンプ揚水で校舎屋上の貯水タンクに送水し、その余水を我如古部落へ給水していたが、ユニオン製パン工場、ミスターコーラ等の事業所並びに交通裁判所等の官公署が設置されて、急激に人口が増加したので給水状態が最悪となったが、市の年次計画で1968年度事業として我如古、真志喜地域への全面拡張改良工事を施工した。その後、市民生活の向上に伴う水需要に対応するため数次の拡張事業、配水管整備事業を実施し、1971年までには市域のほとんどが給水可能となった。その他昭和48年8月普天間飛行場に給水、昭和51年12月にはズケラン軍施設への2市2村の合同管理方式で給水を行なうことになった。

本土復帰後は、基本計画に基づき多額の国庫補助金を得て水道事業の健全化と安定給水を図るため老朽施設管及び小口径管の増補改良工事と併せて昭和51年度に長田、52年度に大山、53年度野嵩、59年度には喜友名配水池の建設がなされ又、昭和58年には普及率も100%に達するに至っている。

昭和61年3月には長年の懸案事項であった水道庁舎建設も無事竣工し、より一層の市民サービスに努めているところである。現在は、平成7年度（第9次拡張事業）を目標年度に給水人口82,000人、1日最大給水量38,330m³として拡張事業等を推進中である。

浦添市水道小史

■水道布設前の水事情

布設前の利用水の基本的なものは地下水と雨水で、湧水に恵まれた部落を除いて、掘り井戸が中心で共同井戸として利用されていた。雨水は、当初樹木を利用し溜めていたが、次第に屋根を使うようになり、受ける水ガメもコンクリート製のタンクへと移り変わっていった。井戸水の利用のしかたも、地域によっては飲料水と洗濯用水とは、別々の井戸を利用するなどいろいろな苦労があったようです。

また、旱ばつときには井戸水も涸れるため、井泉（湧きガ－）にいき順番に並びなおかつ水が溜まるのを待って水を汲み家庭へと運んでいた。沖縄県における水道は、戦前まで那覇市のみであり、本市においては、昭和37年7月21日に水道が給水開始されるまで、字牧港と当山の簡易水道のみで、各部落ともそれぞれの地域の井泉を大切に使用していた。

■水道事業の変遷

浦添村の昭和35年当初の水道施設計画基本方針は、村内に主たる水源がないことから水道公社（現在の沖縄県企業局）から、水道用水を購入する。給水区域は、勢理客、仲西、宮城、屋富祖、城間、港川とし、米人商社地域と米人専用住宅地域の既設水道施設は買収する。工事については、住民地区を2つに分け更にそれを第1工事区…勢理客、第2工事区…仲西、宮城、屋富祖、城間、第3工事区…港川と分けし、米人商社及び米人専用住宅地域は第2期工事区とする。

以上の基本方針に基づき村は20年後の推定人口を定め、給水量は住民1人当たり1日120リットル、住民地区の給水普及率は80%として事業計画を策定し、まず調査設計に着手するとともに給水区域図面の作成、配管図の設計と諸準備に追われた。

昭和36年10月に当時の琉球政府から上水道事業認可を受け、昭和37年7月21日に屋富祖、城間の350世帯に給水を開始し、本格的な水道事業の始まりを迎えた。

これまで6回の拡張事業認可を経て、この間昭和41年に仲間貯水タンク（容量273m³）、昭和63年に浦仲配水池（平成2年4月通水開始、容量5,000m³）を築造し、現在平成6年度の通水に向け、沢岬配水池（容量11,000m³）の築造に取り組んでいる。

この配水池が完成すると、浦仲配水池、県の前田第一調整池（容量7,600m³）と合わせ、緊急時における一日最大給水量（第6次拡張事業の計画一日最大給水量45,260m³）の12時間分の給水量を確保することができる。

■現況等

施設の拡充は、厚生省の指針に沿い緊急時における一日最大給水量の12時間程度の給水量は確保は平成6年度には達成できるが、経営面から見ると、昭和64年に実施した料金値下げ（平均6.01%）により年々収益は減収の一途をたどり、更なる経営努力が要求されている。

また、施設拡張から維持管理の時代に入り、有収率の向上がなお一層叫ばれている昨今、管理部門の強化が今後の課題となってくる。

名護市水道小史

名護市は、沖縄本島のほぼ中央部に位置し、東側が大平洋に、また西側は東シナ海に面しています。西側の名護湾沿いに中心市街地が弓状が広がっていて、市域面積約210㎡の大半は山林です。沖縄本島中北部を北東から南西に縦断する山々と西側の本部半島によって、名護市は大きく羽地内海地区、名護湾地区そして東海岸地区の三地区に分けられます。

名護市はまた、沖縄北部の玄関に位置しているため、早くから交通や政治・経済・教育・文化の中心地として栄え、今日に至っています。

県都那覇市からの距離は約64kmで、陸路は国道58号線、国道329号線および沖縄自動車道によって結ばれています。

水道事業は昭和10年井戸水の悪い大兼久通り会に水道設置の話しがまとまり、町の東方にある熱田川の中流で堰止め、近くにろ過池も設置して、天田原高地の配水池に自然流下で導入して通り会の70戸に給水した。その他は、井戸水を飲料水としていた。これが水道の始まりであったが今次大戦で破壊された。

昭和25年10月琉球政府の配慮により、九年又ダムを水源として、ろ過池（30㎡）配水池（60㎡）の施設を設置、米軍から鉄管の払下げを受けて導水管・配水管を布設して400戸に給水した。

その後復興も進み、公共施設各種事業も起こり人口も増加したので、昭和31年1月上旬水道の認可を申請し、昭和32年4月認可を得た。給水人口9,000人、1日最大1,080㎡でろ過池118㎡、3池、配水池200㎡・配水管を新設・工事費42,000千円で完成した。

昭和39年11月第1回拡張事業の認可をうけ給水人口16,000人・1日最大2,800㎡に変更、ろ過池118㎡2池、配水池350㎡の増設、配水管の延長をして拡張工事を実施した。

昭和45年8月1町4村の合併により市制が施行され、旧村の3簡易水道事業も合わせて経営することとなった。昭和47年5月沖縄が本土に復帰し、その記念事業として国際海洋博が隣の本部町で開催が決まり、その周辺市町村も諸施設の設備が急務となり、人口及び給水量の増高も予想され、第2回拡張事業（羽地地区）の認可を昭和50年2月申請し羽地地区の9簡易水道も統合、給水人口32,600人、1日最大給水量12,060㎡に変更、本市に新設の県浄水場からも受水し、配水池（1,000㎡）配水管の改良、延長を実施して拡張工事を実施した。

昭和57年度から第3回拡張計画（屋我地地区）を着手し広域的な市内一円の水道経営に再編するため、簡易水道を統合し、給水人口46,500人、給水量25,000m³に変更、水源の拡張、浄水場の新設、配水管を延長して総合的な水道整備計画を進めてきた。

第4回拡張事業の認可を昭和62年に認可、久志地区（字久志は除く）の簡易水道も統合、給水人口50,000人、1日最大給水量28,000m³に変更した。

現計画は、字久志区の簡易水道地域においては、水不足が深刻な問題となっており、安定した水の供給について切実な要望がでた。

また、1959年に在留米軍によって建設された辺野古浄水場は施設の老朽化が進み、浄水能力が低下しており将来の需要量の増加に耐えられない状態になり、これらの問題を解消し、地域住民及び諸産業への安定給水を図るためには、長期的展望に立脚した水資源の確保と水道施設の拡充整備が早急な課題となった。そこで、昭和63年策定の名護市新総合計画構想との関連性や、その他の社会的要因を考慮し、平成12年を目標年度とする。

第5回変更事業を平成3年3月に認可になり、給水人口61,300人1日最大給水量を34,500m³となり、水道事業の拡張整備を進めている。

糸満市水道事業のながれ

糸満市は昭和36年10月1日に4カ町村が合併し、糸満町が誕生しました。その後10年の歳月を経て昭和46年12月1日に市に昇格、本県10番目の市制が施行されました。

合併当時は井戸水や湧水等を水源とする部落営や個人営の簡易水道で給水事業を行っていましたが、慢性的な水不足、衛生面（水質）及び維持管理等の問題があり、その問題の解決を計るため、昭和42年11月20日に水道事業の認可を得ました。そして、大里嘉手志川下流、照屋後原井戸を自己水として照屋に浄水場を建設し、昭和44年7月から字糸満と字照屋に水道の供用を開始しました。

同昭和44年3月には字兼城にも給水するため、第1回目の事業変更認可（拡張）を得て、米軍から引きついだ県企業局管理の与座水源からの分水を受けて給水を開始しました。

その後、給水区域の拡張と給水人口の急増で、水需要も増大しました。また、沖縄県共通の悩みである渇水期には時間給水、隔日給水が余儀なくされたこともありました。

昭和46年には字糸満の個人経営の簡易水道施設を買収して、給水区域の拡大に努めました。又、昭和51年度から「第1次全市完全給水5カ年計画」を策定し、その計画に基づき県企業局から受水するため、受水施設（送水管及び配水池）の整備を行い、又同年4月1日には県企業局から与座ポンプ場及び配水施設の（与座水源～字潮平～小禄航空隊）の無償譲渡を受け今日に至っております。

昭和52年9月26日には第4次埋立地及び三和区域に給水を行うため事業の変更認可（拡張）を更新して、簡易水道を市水道に吸収しましたが、これらの施設は老朽化が著しく、全面的改良工事が必要となりました。その後も本市においては昭和56年に「第2次全市完全給水5ケ年計画」を策定し第4次埋立地内の水道施設の整備や未改良区の改善に努めました。

その間莫大な施設投資を余儀なくされ、その経費負担が増大し、経営を圧迫する要因となりましたので、企業経営の健全化合わせて安定供給の確保を計るためやむを得ず料金の改定を昭和57年1月に行いました。今後の市の計画としては、残された2つの部落簡易水道（大里、新垣）を一日も早く市水道へ吸収し、全市民へ平等に良質の水を供給したいと思います。又、施設整備については平成4年度内で老朽管の改良や埋立て造成地の整備をほぼ完了することから今後は維持管

理の充実を計るために庁舎を建設し、散在する水道施設を一元的に管理するよう集中管視制御施設の整備を行っていきたいと思います。

糸満市水道事業認可一覧表

名称	認可 年月日	認可 番号	給水 人口	1人1日 最大給水量 (ℓ)	1日最大 給水量 (m ³)	給水区域
創設	昭和42 11.20	指令建 945号	3,000	150	450	糸満市字糸満南区、字照屋
第1回 変更認可	昭和44 3.25	指令建 136号	7,800	150	1,170	字阿波根、字北波平、 字兼城、字賀数
第2回 変更認可	昭和46 1.28	指令建 84号	7,800	150	1,170	字糸満 (川尻現在の西川区)
第3回 変更認可	昭和46 5.14	指令建 477号	10,250	150	1,537	字糸満、前端区、町端区、 字武富の一部
第4回 変更認可	昭和47 1.21	指令建 56号	10,835	150	1,625	字武富
第5回 変更認可	昭和52 9.26	指令建 576号	47,200	400	18,900	西崎町、字潮平、与座、真栄里、 豊原、真壁、伊敷、名城糸州、 小波蔵、南波平、伊原、大度、 福地、山城、束里
第6回 変更認可	昭和54 9.13	指令建 1347号	48,440	400	19,400	字米須
第7回 変更認可	昭和55 12.22	指令建 1395号	48,440	400	19,400	字喜屋武
第8回 変更認可	昭和61 4.7	建指令 491号	48,440	430	20,800	第4次埋立地、字宇江城、 国吉
第9回 変更認可	昭和61 10.1	指令建 531号	48,440	430	20,800	字座波
第10回 変更認可	平成3 5.1	指令建 243号	49,740	402	19,990	字大里、字真栄平、字糸満 (糸満漁港南地区背後埋立地)

国頭村の水道

国頭村は、沖縄本島の最北端に位置し、風光明媚な山川海の自然の美しさに恵まれた山紫水明の地であります。

本村は、東海岸と西海岸約60kmに及ぶ広範囲に集落が点在し、山間の川に沿って20箇所の集落が形成している。

戦前は、どの河川も魚、エビ等が多く、子供が跳びこめる状況の水浴場とするほどに水が豊富でありました。又、生活用水は、井戸水、河川水等をテンビン棒でかついで水がめに溜めて使用したのであります。

戦後、沖縄戦の復興のため、中南部への建築資材、食糧増産、パイン産業等で山林が荒廃し、水量が著しく減少している状況であります。米軍の統治下で食糧の増産と林業（建築資材、薪）が主な産業でありましたので、飲料水、生活用水、家畜等の使用水の運搬の労力が、農林産業の生産に支障をきたす事から米軍に対して、水道資材を要請し、水道管の布設は集落の共同作業で施工、給水栓は集落の路地5～10箇所程度設置して給水を受けていました。

米軍から支給された鋼管は、本村の水質では5～6年しみますと、管内にサビコブ（鉄バクテリア）が発生して通水不能になり、その施設を米国民政府、高等弁務官に簡易水道施設の要請を行い、導水管、送水管（塩化ビニール管）、ろ過池、配水施設を復帰直前（1970年）まで全村完成、家庭の台所まで給水が出来るようになりました。

復帰後生活様式の変化に伴い、以前の施設では対応が出来なく、昭和61年まで全村改修、自然流下方式で現在も給水を行っている。

現在の簡易水道は、各集落ごと20箇所所有しているが、水源の流域が小さく、貯水内容も小さいことなどに起因し小雨傾向が続くと、河川水量が減少し供給量が不足、需給バランスがくずれることになります。

又、降雨や流水の際に、超微粒子（赤土）の汚染が原因で現在の緩速ろ過池ではろ過機能が阻害され需給のバランスがくずれ、制限給水を余儀なくされている現状であります。

昭和63年の渇水時には、同年11月から平成元年5月の梅雨直前の6ヶ月間、毎日3時間～11時間の時間断水を余儀なくされました。

このようなことから当面、西海岸地区（15地区）の簡易水道を統合して国管理辺野喜ダムを水源にして、平成3年度より事業の着手を見る事が出来ました。平

成6年度を目処に15地区の既設配水池へ送水の予定であります。

標高85mの位置（辺野喜）に急速ろ過方式の浄水場を建設して自然流下で各地区へ送水の計画であります。辺戸地区は高所のため、加圧ポンプ場で送水、電氣的に制御を行い送水の均衡を計り住民への安定供給と水道の合理的経営を図りたい。

今帰仁村の水道の歴史

本村の明治以前の飲料水は、各部落毎に湧水（表流水）または河川の地表水を毎日桶に入れてかつぎ、女性は頭にのせて、水がめに貯えて使用した。

各部落における飲料水は、殆ど御獄とか拝所の中にある。水源涵養林として樹木が繁り蔡温の治績中林業政策は特筆すべきものである。

この外に土木治水、衛生面にも少なからざる功績があり、すべての後世の模範となっている。

水源には神が存在しているということで木を伐採することを禁止し又、勝手に入ってはならないと、御法度を定め、それを冒すると神のたたりがあると一般の人々に信じさせた。

村内の飲料水として取水しているところは殆どがそれである。

部落においては次第に人口が増加し、所帯数も多くなり、飲料水の取水ヶ所までの距離が遠いので、明治20年頃から井戸を掘ることを考えだした。

初めは共同井戸、次に屋敷内に井戸を掘るようになり井戸水を使用する様になった。

井戸も比較的浅く、水汲みはくばの葉を使用していた。金属の容器に変わったのは、昭和4、5年頃である。

本村は、昭和15年、紀元2,600年の記念事業として兼次、諸志に水道を敷設し、昭和18年には、今帰仁、親泊が水道を使用するようになった。早魃の年になると殆どの井戸の地下水がなくなり朝早くから元の飲み川まで水汲みにいった。

昭和10年頃隣近所10人内外で使用する名目で瓦葺を持っている家庭に補助金（15円）を交付して天水タンクを造らせて早魃対策をとっている。

戦後の水道は、1958年に平敷、越地、59年に諸志、与那嶺、仲尾次、湧川、呉我山（弁務官資金）1961年には、崎山、玉城（弁務官資金）運天（弁務官資金）古宇利は天水タンクを補助金で1962年～1966年の間に（68基）造らせている。

1963年には、今帰仁、親泊、湧川、首里原、64年には平敷、越地、謝名、仲宗根給水施設工事、67年勢理客吉事、玉城、湧川、68年諸志、69年、70年諸志、湧川、謝名、今帰仁、71年運天港、以上のように村内一応は水道が普及し、今泊部落営、兼次部落営、諸志水道組合（諸志、与那嶺、仲尾次）平敷水道組合（平敷、越地、謝名）仲宗根部落営、玉城部落営、吉事水道組合（天底、勢理客、渡喜仁、運天、上運天）湧川部落営、呉我山部落営の型で水道は運営されました。

水源は殆どが湧水を利用し、貯水施設を持たず取水口をせきとめて、貯水タンクに送水するもので、気象、地形等自然条件の制約を受け、水量が不安定で渇水期には水不足に悩まされ、又降雨期には濁るため断水し、零細水源でその殆どが部落単位に設置された小規模簡易水道で、給水能力、維持管理等水道の安全性、安定性確保の面で整備が立ちおくれていた。

そこで本土復帰後は、復帰前の水道施設のいろいろな面で立ちおくれを整備する計画を立て推進してきた。

まず昭和49年度北部3市町村競輪組合の競輪事業の利益の一部で、県企業局の海洋博会場への送水管から、現在の5地区簡易水道の基幹施設となる企業局浄水の分水工事、さらに増圧ポンプ場、送水管、排水池、排水管幹線の布設工事を実施した。

翌昭和50年度からは、沖縄復帰特別措置法による高率の国庫補助金で、50、51年度に古宇利島民の長年の夢であった水道が海を渡り（海底送水管φ150 1482m）島内の増圧ポンプ場、送水管、配水管、配水池（2基）配水管の新設がなされた。昭和52年度以降は、復帰前の古い施設から年次毎に整備を行っているため、年々給水能力、安全性、安定性については大きな向上をみせている。

今後は、5地区の簡易水道を統合し安定性の高い水道、安全な水道を目ざし整備していく必要がある。

恩納村水道小史

昭和37年に恩納、太田両部落の簡易認可を受けて以来、谷間の小湧水を利用した17地域の簡易水道を各部落単位で営んできた。

しかしながら、時代の経過とともに各簡易水道の水源水質の劣化に伴う水源確保の困難さや、人口の急激な増加及び風光明媚な地形に基づく観光産業の発展に伴う各種施設（リゾート関連施設等）の増加によって、これらの簡易水道施設では、需要をまかないきれない状態となり、昭和50年に上水道認可（創設）を受けました。

尚、当村では、需要を満足するべき表流水源又は、地下水源を持たないために、沖縄県企業局から、受入せざる得ないものとなっており、現在もこの方式によって、上水道事業を経営しております。

本村の水道経営は、昭和37年以降の簡易水道経営時代と、昭和50年以来の上水道及び簡易水道の併存経営時代を経過してきました。

その間、限られた地域の施設整備にとどまり、財政的にも運営の面でも困難を極めてきました。

そこで、簡易水道の上水道への完全統廃合を挙行し、さらに、村全体を対象とした広域的計画的かつ、合理的な維持管理を目指した水道経営の途上にあります。

又、当村においては、美しい沿岸の景観を利用して、県内外からリゾートや保養所関係の施設が数多く建設されております。此により給水量の増加が甚だしいものとなり、計画の変更を余儀無くされ、変更認可が平成元年になされました。

よってその後、広域的な村一円の水道経営を再編するため、簡易水道を統合し、給水人口8,860人（計画行政区域内人口8,930人）、日最大給水量18,340m³に変更した第一次拡張事業が実行され、現在に至っております。

宜野座村水道の変遷

本村は沖縄本島東海岸のほぼ中央部に位置し水資源の大変豊富な地域で、めぐまれた自然環境を生かし「水と緑と太陽の里」建設をキャッチフレーズに自然と調和した田園都市を目指して取り組んでいる。

その恵まれた水源は国営多目的の漢那ダム、村管理の農業用宜野座ダム、鍋川ダム、多目的の大川ダム、潟原ダムの5つのダムで、水を豊富に蓄えている。これらのダムはそれぞれに利水地域を設定し活用し、飲料水、農地の灌漑に利用している。

現在の水道は、各区ごとに経営する簡易水道を統合して昭和49年宜野座村簡易水道として開始され、その後昭和63年に宜野座村上水道の変更認可を受け運営されているがその変遷については下記のとおりである。

飲料水は、井戸水や湧水の川等から水を汲み取って各家庭のカメに貯水して利用していた。この飲料水の運搬も大変な重労働であった。そのため、部落や連合班の組織等により共同作業で井戸を掘り飲料水を確保するなど大変な苦勞をした。戦後瓦屋根が建設され始めたのに伴い、雨樋を取りつけて家庭内に設置したコンクリートタンクに雨水をため、飲料水として利用する家庭が増えた。

この頃より、各区において簡易水道整備のための努力が行われた。その変遷を各区分にたどってみたい。

① 宜野座簡易水道

宜野座区では、高台地に位置するため井戸が非常に深く、そのうえ石灰分を多量に含んでいたため保健衛生上不適であった。このため簡易水道による給水が急務となり簡易水道建設委員を組織し、村当局への折衝が開始された。当時の村長新里銀三氏は、資材の確保に奔走し、その結果、軍より6"パイプの無償譲与がなされた。これにより惣慶部落と共同の宜惣水道として早速工事着手され、1949年完成をみたのである。しかしパイプは、軍の野戦用鉄製の臨時用であったため時を待たずして腐食、漏水が甚だしくこれも又間もなく使用不能となった。両部落においては、日常生活に1日でも欠くことのできない水の問題であることから、区民挙げてその復旧に思案したのであるが、立地条件及び脆弱な財政力等諸々の制約を受け途方に暮れる状況となる。

ところがこの頃より、宜野座土地改良事業が開始され琉球政府援助により宜野座ダムが1954年着工されたのである。このダムができ、幹線用水路が福山まで

完成すると土地改良事業による飲料水浄水施設が、1958年2月建設局土木課の技術援助と資金援助により福山高台地に完成した。そして引続き宜野座、惣慶、漢那の3部落へ配管給水工事が施工され、再び文化生活を営むことが出来たのである。

しかし、ここでまた問題が起きた、原水にダムの水を利用しているため雨降りの度毎にそのダム周辺の赤土が流入したからである。ダムの水は泥土によりどんどん濃くなり、浄水池へ流れ込む水も泥水となった。そのため既設の緩速濾過施設では、浄化不可能となり、この施設も放棄せざる得なくなった。この再三の失敗を経験した宜野座区では、村役所技術員の指導を得、慎重に調査計画を進めた。2、3の候補水源地から汚染、水量、高低、経費等を考慮した結果宜野座ダム上流を水源地と定め、村の補助と部落資金により1961年4月、給水人口1,500人の簡易水道が完成した。

② 惣慶簡易水道

惣慶区に於いては、宜野座区と同じ失敗を重ねた後、こちらも又厳密な現地調査、及び設計が実施された。水源地を惣慶山中腹に決定、自然流下での給水が充分可能であるとされたので着工の運びとなった。しかし、水源地が遠いため莫大な費用が見込まれたためその費用の捻出に大変苦勞した。

村長は区の代表とともに、政府及び民政府に対しその建設資金援助の折衝を再三に渡り粘り強く行い、民政府による現地踏査の結果、弁務官資金の援助が決定され、ようやく1962年10月に工事着工、1963年1月完成したのである。完成には、区民の勞務提供がかなりあったようだ。ここに給水人口1,150人の惣慶簡易水道の誕生である。

③ 漢那簡易水道

宜野座村において戦前より水道施設が付設されていたのが漢那区である。この区では、昭和13年、当時の沖縄県庁の補助工事で、施工まで政府直営で行われて完成されたと伝えられている。この頃は資材も貧弱な時代であり、配水管の殆どが石綿管を使用していたため重量物に耐えることができず、時を経るにつれ破損が甚だしく、昭和19年までは使用されたが、その後使用不能となった。その復旧を区民総出で思案したのであるが、第2次世界大戦によりその計画も崩れた。

戦後、外地からの引揚げ等で急激な人口の増加に伴い飲料水の必要性にかられ、水道の早期復旧に取りかかり、宜野座区、惣慶区と同様軍の無償パイプの

使用、宜野座ダムからの用水引き込み等同じ経過をたどり、深刻な状況となった。

その後村及び区の働きかけにより民政府弁務官資金の援助が決定、村補助金、部落資金によって1962年9月福地川上流を水源地とし、給水人口825人の漢那簡易水道が完成したのである。

④ 松田簡易水道

松田区は戦前、戦後を通じ水の問題では苦悩を続けていた部落である。それは、部落が高台に位置し、適当な水源地がなかったためである。

しかし、琉球政府土木課の調査により松田山中腹を水源地とし、自然流下による水道施設が可能という結果がでた。早速着工すべく、その資金の捻出に奔走した。弁務官資金援助決定、村補助金、部落資金で1960年5月給水人口1,100人の松田簡易水道が完成した。

ところが、1963年11月、軍の演習道路が水源地上流に新設されたためその泥土が水源地に流れ込んだ。このため、飲料水として使用できない状況となった。

区では、浄水施設の必要性を訴え、再度の弁務官資金により1966年7月より着工し、長年不自由していた水の豊富な給水を受けるに至った。

⑤ 城原簡易水道

城原区は、人口200人有余の戦後できた新設の部落であった。地域が高台のため井戸と谷間からの湧水を飲料水として利用していた。井戸は深く、谷間からは500m以上の運搬距離であったため大変難儀をした地域である。

漢那岳山腹を水源地とし、自然流下による給水が、弁務官資金、村補助金、部落資金で1963年10月完成した。

こうして各区の簡易水道は整備されたが、まだ未給水の地域等があり充分ではなかった。その後村において、1967年より村内各部落に完全給水簡易水道整備のための基本方針が作成された。この水道施設整備の資金捻出にも大変な苦労があったようである。再び民政府からの補助金の交付を受け、高等弁務官資金等が充当されたほか村の補助金、部落の負担金で整備拡充された。そしてこれらの工事に、各家庭からの労働力の無償奉仕という状況もあった。

昭和49年には、宜野座区を除く全部落の簡易水道が、無償譲渡で各区営から村営に移管された。(宜野座区昭和55年度)宜野座村簡易水道事業の開始である。そして、防衛施設庁の補助や厚生省の補助等を導入してさらに整備し、6ヶ所に

あった浄水場も3ヶ所に統合して水道行政の推進を図った。

水道水の需要は、村民所得水準の向上に伴い、生活の多様化がすすみ、年々大幅に増加したことから、昭和63年度にこれまでの簡易水道から宜野座村上水道としての変更認可を受け、平成8年度を目標年次とする水道事業計画を策定、計画給水人口5,300人、1日最大給水量5,300m³の浄水施設の整備をすることになった。

本村は総合保養地域整備法に基づく沖縄トロピカルリゾート構想の中の重点整備地区（宜野座海岸地区）の指定を受けており、水需要はその流入入口等により大幅に増えることが予想されており、それに対応した水道事業が水道事業計画に基づき今日推進されている。

金武町の水道事業

本町における水道事業は、平成元年10月1日に金武区、中川区営水道事業が町営水道に移管されるまで各部落ごとに簡易水道として運営されてきた（現在でも並里区、伊芸区、屋嘉区は部落営簡易水道である。）ので町営水道としての歴史は未だ3年余である。本町は水資源に恵まれたところで各部落が水道事業に要易に着手したものでありである。しかし、それも戦後のことで戦前は、井戸（スンジヤ）、湧水（大川、慶武田川、穴川、ティーダガー、マイニングウ川等）から水カタミヤをして飲料水を確保した。この水カタミヤも他市町村と比べれば距離的に近いもので戦後の水道事業開始まで子供達の日課のひとつであった。飲料水確保のひとつ、それは戦後生活の安定とともに瓦葺き住宅の新築が多く見られた1950年代後半から雨水（天水→テンスイと呼んでいた。）を屋根の周囲に取り付けた雨樋からうけて、コンクリートの3段式の2基ないし3基に貯めてアンダー（油）並みに大事に使っていたものである。もっとも、現在と比格すれば、大量に水を消費する日常生活ではなかった。洗面は、洗面器の1杯、調理用水がせいぜいバケツの5、6杯もあれば十分で、野菜や芋は、畑の帰りにカー（泉や共同井戸）で洗ってくるので自宅で洗うことはまずなかったし、洗濯も又同様、共同井戸を利用していたので、大家族ではあったが、せいぜい400～500リットルの水があれば平均的な一家の水消費量であったと思われる。

戦後の水道事業の状況を各部落ごとに記したい。

金武区簡易

本区の水道事業は、終戦後の昭和23年キャンプハンセン内にある平川ダム（戦前は農業用ダム）から導水し部落内の四辻に共同栓を設置し給水が開始されたが、昭和26年頃にダムからの導水管敷地が米軍に接収され、施設の使用が不可能になり、給水の廃止が余儀なくされた。その後およそ8年間は、戦前の井戸を改良して使用したり、大川やその他の湧水を人力運搬で各家庭とも生活用水を確保していた。

昭和32年度にボーリングにより水源の開発を行い、給水が再び開始され、昭和34年には揚水ポンプ及び配水池の増設、さらに各家庭への給水栓の設置がなされた。昭和35年度には高等弁務官資金により水道施設の整備が行われ、琉球政府の認可を得て水道事業が開始された。その後、昭和39年頃には新開地商業地区の使

用水量が増大し、深井戸6ヶ所、取水ゼキ1ヶ所、浄水場2ヶ所、配水池4ヶ所（6池）を有し、給水を行っている。平成元年10月町営水道（上水道）に移管される。

並里区簡易水道

本区の水道は、終戦後の昭和23年に平川ダムからの給水を行っていたが、金武区水道と同様の経緯を辿る。その後、昭和34年度から昭和39年度にかけて高等弁務官資金等により水道施設の整備を行い、昭和36年度に琉球政府の認可を得て水道事業が開始された。その後、新たに水源開発を行い、現在水道施設として深井戸2ヶ所、湧水1ヶ所、浄水場1ヶ所、配水池4ヶ所（6池）を有し給水を行っている。

中川区簡易水道

本区の水道は、生活用水確保のため部落内に20ヶ所の井戸を開発し利用していたが、昭和30年度に中川区の山林地域での米軍の演習が本格化したため、名3古川流域への赤土流入による汚染が始まる等、山林地域の荒廃進行により、井戸の水位が低下してきたため、飲料水問題で米軍に交渉し、米軍補償によってキャンプ・ハンセン浄水場より海兵隊ギンバル訓練場まで配水管が布設され、同配水管より中川区全戸に無料給水が約束された。昭和35年度から昭和36年度にかけて区民の作業による部落内の配水管布設工事を行い、昭和37年度に琉球政府の認可を得て水道事業が開始された。昭和43年度に米軍より浄水場が琉球政府水道公社に移管され、さらに昭和47年度の本土復帰に伴い水道公社から沖縄県企業局に移管され、現在水道施設としては、配水池1ヶ所を有し、県企業局からの浄水受水により給水を行っている。平成元年10月町営水道（上水道）に移管される。

伊芸区簡易水道

本区の水道は、戦前に設置された水道施設を補修して部落内道路の四辻に給水栓を設置し給水していた。昭和32年度に高等弁務官資金及び区の事業により、導水管、浄水池、配水管及び配水池整備がなされ琉球政府の認可を得て水道事業が開始された。さらに、昭和49年度に貯水タンク、配水池の建設を行い、昭和54年度に取水ゼキ、沈澱池、ろ過池が拡充され、現在水道施設として取水ゼキ1ヶ所、浄水場1ヶ所、配水池1ヶ所を有し給水を行っている。

屋嘉区簡易水道

本区の水道は、飲料水として浅井戸を利用し、雑用水は直接河川水を利用して
いた。昭和34年度に、高等弁務官資金により、取水セキ、導水管、着水井、ろ過
池、貯水池、配水管が建設され、琉球政府の認可を得て水道事業が開始された。
昭和55年度から昭和58年度にかけて、防衛施設周辺的生活環境等の整備補助金に
よって屋嘉ダム、浄水施設、配水池、配水管の整備がなされ、現在水道施設とし
て、ダム1ヶ所、取水セキ2ヶ所、浄水場2ヶ所、配水池2ヶ所を有し給水を行っ
ている。

伊江村水道事業のあゆみ

1. 水の歴史

伊江島には河川がなく、古来より人々は水の確保に苦労を重ねたようである。泉水の井戸が10ヶ所ぐらいあったが、飲料水としては川平にあるマーガに集中していた。マーガまでの距離は、遠いところで2～3 kmもあった。

朝晩2回の水汲みは女性の仕事で、1時間も2時間も順番を待って汲む。

このマーガも2ヶ月ひでりが続くと泉が涸れる。最後は島の北岸にあるワジー(湧水)までいくのであった。ワジーは海中にある泉水だから満潮時はだめで、干潮時を見計らって汲むしかなかった。

明治30年頃から、百姓にも瓦葺が許されたので、瓦葺に替える家が多くなった。貯水タンクを造るのが願いであった。貯水タンクのことをサントゥ(サントンともいう)という。赤土と石灰とワラをつき混ぜて、掘った壁面に塗って固めると水もちがしたので、セメントのなかったときのサントゥはそれで造った。茅葺の家もかけ樋で水を取り雑用水として使っていた。外に飲料水としては、木に芽を結んで、流れてくる水をカメに貯めた。

これをキンサイ水といった。キンサイ水の語源は、ガジマルの木の気根(キンサイという)から垂れてきた水を樋などに貯めたことから来る。瓦葺ができるまでは、川平か井戸の近い集落を除くと殆どの家がキンサイ水を貯めていた。セメントが出回ってからは、セメントサントゥが普及したようである。

自然の取水法で最も発達したのがニヤーサントゥ(庭サントゥ)であった。瓦葺にする資力のない人々が知恵をしぼって造った貯水法である。屋敷内か近くの土地に5～10坪程度の表面積をもつ露台を造る。石積みにして表面をセメントで固め勾配をつける。外にサントゥを掘り、それに流れ込ます方法である。1～2ヶ月の干ばつにも持ちこたえ水の不足はしなかったようである。

2. 戦後の水事情

- 昭和24年 戦後米軍は井戸を掘り55mの地下水を汲み上げていたが、ワジーの水を汲みあげて使うようになったので、不用になった掘抜井戸（2ヶ所）を譲り受けて簡易水道を始めた。城山に配水槽20m³を設置、各区1ヶ所給水ポストを設置。学校に自然流下して給水を開始。
- 昭和33年 城山に容量90m³の配水池を新設し、併行して各区に容量10m³の貯水槽を15ヶ所設置する。それにより各自運搬で飲料水を供給する。
- 昭和36年 村内115ヶ所に給水口を設置、各戸所有の貯水タンクにホースで給水開始する。それによって水運搬の労力が解消される。
- 昭和39年 米軍駐屯兵も引き上げ、通信隊員も少人数となったため、ワジーの水はあり余るほどの水量であった。そこで、余剰水を村民に分与することになった。
- 昭和41年 城山配水池180m³を増設する。
- 昭和42年 水道事業給水条例を制定する。
- 昭和43年 完全給水のための家庭引き込み工事を始める。
- 昭和45年 水道事業特別会計へ移行し独立採算制を採用した。
- 昭和48年 生活水準の向上や観光客の増等により1日700m³の水不足をきたしたので、海底送水管の敷設を要路に要請。昭和50年7月から開催された、国際海洋博覧会に間に合うように進めてきたが、間に合わず、水不足をかん概用水を浄化して使用することで対応した。
- 昭和49年 需用水量の不足の緩和をするため、かん概用ダムより浄水場への送水管布設工事行われる。
- 昭和50年 給水引き込み工事が完了し、給水戸数1,500戸（ほぼ100%）となる。
- 昭和52年 待望の海底送水工事が完成。長年水不足に苦しんできた伊江村にとって文字どおり歴史的な大事業である。総工費6億5千3百万円

※ 参 考

- 昭和52年 総配水量441,157m³（有収水量296,546m³）
内訳 自己水150,213m³、海底送水290,944m³
- 平成3年 総配水量597,364m³（有収水量519,109m³）
内訳 自己水174,758m³、海底送水422,606m³
- 昭和55年 西江上、西崎の一部と真謝地域の水圧改善のため、城山中腹に200m³の配水池完了。

与那城村水道小史

与那城村は、4つの島々と本島域からなっているが、本島側は主として泥灰岩土壤（ジャーガル）で保水力に富み離島側は珊瑚石炭岩土壤（島尻マージ）で保水力に乏しい土壤である。

この土壤の違いが水道布設前の両者の水事情に大きな影響を与えたものと考えられる。本島側では各世帯に各々井戸があり、その井戸水を2槽程のタンクを設置して濾過して使用したり、井戸と併用して地下及び庭先に縦3m、横2m高さ1m程の雨水用タンクを設置して飲料用に使用しており、地下水と雨水で生活していた。

一方離島側ではというと、平安座島で約50%の世帯が井戸を所有していたものの残りの世帯は、雨水及び他の世帯の井戸を利用して生活しており、かなり水事情は悪かったと思われる。とりわけ伊計島においては生活用水の大半を犬名河（インナガー部落の湧水）に依存していたため、琉歌として「伊計離り嫁や、ないぶさやあしが、銀河（犬名河）の水のくみのあぐで」とうたわれる程大変な重労働を強いられた。

与那城村が上水事業を開始したのは、昭和44年7月1日で、給水条例に定める区域内の普及状況は、区域内人口9,137人に対し給水人口6,546人普及率71.9%で残りの28%は、簡易水道、未給水地域であった。

当時の簡易水道は、部落経営で一部地域は、簡易水道事業組合が設立されており、とりわけ字西原は米軍基地との関係で上水道に先がけて簡易水道から始まった。昭和47年度には建設課内にあった水道係から水道課として課が新設され、現在に至っている。

水道事業の現況については、経営の側面から旧離島（3島）に対して投入する資本と利益との比較では、バランスを欠くものの、昨今のリゾート開発等による需要の拡大があり、好転の兆しがみられるが、厳しい経営状態である。

又、施設面については、夏場の慢性的な旧離島地区の水不足（観光客の増大と送水管の径の問題）に対応できる施設の整備がのぞまれる。具体的に列举すると1、旧離島地区の送水管の径を現在の150mmから300mmに取り替え2、配水池を現在の250tから500tに増設する。宮城島の山岳状の配水池にポンプアップするためポンプの容量を大きくする。以上の3点が今後の施設面での課題である。

現在県の3次振計の目玉として、本村に在る海中道路の拡幅整備事業があるが

この機会に県とタイアップして水道施設の整備の充実をはかることが今後の与那城村の発展に欠くことのできない重要なことと考える。

勝連町の水道

本町は、1960年頃まで井戸や湧水を利用して住民の生活は営まれていたが、経済活動が活発化し、家庭生活も農村形態から都市形生活への変化に伴って水需要が増大し、水の確保に一段と厳しさが増してきた。特に、平敷屋地内が水資源に乏しく住民生活にとって水の確保が重要な課題であった。この窮状を打開するため1960年に高等弁務官資金を受けて同地内に配水管が布設され、部落営による簡易水道が本町の最初の水道事業である。その後、南風原部落を除く各部落に同資金を活用して簡易水道事業が営まれた。

1965年後半から他市町村同様、文化的で快適な生活を送るために、良質な水の要求への高まりと共に、村営による水道事業への移行が高まり、1971年に、南風原地内を給水区域にして本村の水道事業の発足を見るにいたり、その後、平敷屋地内が上水道（村営）へ統合になる。

津堅、浜比嘉の2つの離島をかゝえる本町にとって、水問題は重要な課題となっていました。昭和50年度に津堅島への海底送水施設を完備、また、昭和57年度には浜比嘉島への海底送水施設が完備され、更に内間、平安名地域の施設整備が実現し、町内全域に県企業局からの受水による町営の水道が完備されている。

ここ最近、山手（高台）地域への県営、民間による住宅開発が見られ、これら地域への安定給水が図られるよう施設の整備を考えているところである。

勝連町の水道事業の歴史

昭和63年度現在

年	月	日	事 項	備 考
1960	9	19	平敷屋地内水道通水式（部落経営）	簡易水道
1961	2	22	津堅地内水道通水式（ 〃 ）	簡易水道
1963	4	10	内間、平安名水道資金交付式（ 〃 ）	高等弁務官資金
1963	10	31	内間、平安名水道通水式（ 〃 ）	徳嶺義一宅内深井戸利用
1964	12	11	津堅簡易水道施設資金交付式（ 〃 ）	高等弁務官資金
1971	1	5	勝連村給水条例制定	
1971	2	23	勝連村水道事業発足（係職員1名発令）	南風原地内を給水区域に
1971	6	22	琉球政府より水道事業経営認可	
1971	7	13	平敷屋地内村営への事業拡張認可	
1971	12	1	平敷屋水道施設買上げ	
1972	5	12	給水区域を軍施設に拡張認可	
1972	5	13	内間、平安名地内事業拡張認可	簡易水道
1973	5	1	水道課設置される。	職員4名
1974	3	31	浜比嘉配水管布設工事竣工	簡易水道
1974	3	31	津堅島海底送水管布設工事竣工	第1期
1974	4	10	浜比嘉簡易水道配水池工事竣工	
1974	12	10	津堅簡易水道事業認可	簡易水道
1974	12	21	浜比嘉簡易水道事業認可	簡易水道
1975	2	18	津堅島海底送水管布設工事竣工	第2期
1975	6	15	津堅島水道通水式（海底送水）	
1979	2	28	平敷屋地内水道管布設工事竣工	
1980	3	16	平敷屋地内水道管布設工事竣工	

年	月	日	事 項	備 考
1980	4	1	勝連町制施行	
1981	3	26	津堅地内配水管布設工事竣工	
1982	2	27	平安名地内水道管布設工事竣工	
1982	3	10	浜比嘉地内配水管布設工事竣工	
1982	5	31	浜比嘉島海底送水管布設工事竣工	
1982	10	16	浜比嘉島海底送水竣工式	
1983	2	28	内間、平安名及び南風原地内水道管布設工事竣工	
1983	3	9	津堅簡易水道事業経営廃止認可	簡易水道
1983	4	16	内間及び平安名地内給水開始	
1984	2	1	津堅地内上水道事業へ変更認可	
1984	3	20	南風原地内水道管布設工事竣工	
1988	2	29	南風原地内配水管布設工事竣工	
1989	2	27	津堅地内配水池築造工事竣工	
1989	2	27	南風原地内配水池築造及び配水管布設工事竣工	
1990	2	28	平安名及び平敷屋地内配水管布設工事竣工	
1991	2	27	平安名及び平敷屋地内配水管布設工事竣工	
1992	2	28	平敷屋及び平安名地内配水管布設工事竣工	

読谷村の水道事業の沿革

戦前、村民の生活用水は一部地域においては、比謝川・長田川・長浜川を利用していましたが、主として各字の共同井戸や天水に依存していた。瀬名波のシナハガー、高志保のメヌカー、波平のワンダガー、シードゥ、楚辺のクラガー、伊良皆のサシジチーは施設の規模が大きいこと、水量が豊富であることから広く地域住民に利用されていた。

戦後1958年8月頃から、大木・伊良皆以南の地域においては政府補助・弁務官資金・部落負担等で井戸などの自己水源を持った簡易水道が布設された。これは、ほとんどが部落管理による運営であった。しかし、水源水量の不足、生活水準の向上や人口増加に伴う水の需要増、水質の悪化などの問題が起こりこれまでの自己水源から、水道公社分水（浄水購入）に切り替えられた。

簡易水道のない地域では、従来から井戸による地下水源にその大部分を依存して、日常生活を営んでいたが、生活水準の向上に伴う水の需要増による地下水の枯渇、水質汚濁のため十分な良質の水資源に恵まれずに飲料水の確保が困難な状態になった。そこで、公社分水による村水道事業設置の声が高まり、村内でもっとも急を要する5ヶ字（波平・上地・座喜味・親志・喜名）を給水区域として定め、昭和39年10月27日、琉球政府の事業認可を受けて、給水人口5,440人、1日最大給水量870m³、総額8万余ドルの費用で施設を整備し、昭和40年3月に給水を開始した。（本村の給水はすべて村内に布設されている県企業局管理の送配水管から分岐して給水しているが、これらの施設は当初、米軍基地への給水を目的として設置されたもので、昭和33年に琉球水道公社が設立され、その後区域内住民への給水が開始されるにいたる。）

水道事業発足後、昭和41年6月9日付建都計第361号の通達により、同一水系、同一料金の原則に基づく全村水道事業の完全公営化への移行が用意された。これにより部落で管理運営していた簡易水道は1969年中にはすべて村に移管することになる。

昭和42年2月には、第1次拡張事業として7ヶ字（大湾・比謝缸・比謝・渡具知・古堅・高志保・宇座）を給水区域とする区域の拡張を図り、計画給水人口を13,920人、1日最大給水量2,209m³に増加した。さらに、昭和45年4月には第2次拡張事業のため10ヶ字（伊良皆・牧原・大木・楚辺・長田・都屋・渡慶次・瀬名波・儀間・長浜）を給水区域として区域の拡張を図り、計画給水人口を25,000人、

1日最大給水量4,425m³に増加した。この拡張事業によって、給水区域は村内の全行政区域内となり、水道はほとんどの村民に行きわたることになった。昭和53年3月、第3次拡張事業として村内に所在する米軍基地（トリー通信施設・瀬名波通信所・楚辺通信所・中野サイト・嘉手納弾薬庫）への給水を実施するため計画給水人口30,000人、1日最大給水量を11,600m³に増加した。これまで米軍基地（トリー通信施設他4ヶ所）への給水は、県企業局が直接給水を行っていたが、本村の区域内にある米軍基地は水道法の趣旨からも当然本村が給水管理することが、料金体系の面、施設の維持管理の面からも望ましいことから昭和53年9月から基地給水を開始した。

さて、本村における昨今の人口増加、普及率の向上と生活水準の向上による水需要は著しく増加の一途をたどりつつあり、残波に建設されたリゾート施設さらに、渡慶次・宇座地区にリゾート施設の建設も予定されており、これらに対応する、その準備をすすめているところである。

嘉手納町水道事業の沿革

1. 沿 革

嘉手納町は、沖縄本島を縦に走る国道58号線の沿線にあって、県都那覇市より北へ約20kmの西海岸に面した地点に位置している。町の南東部に嘉手納飛行場（米軍基地）があり、南に北谷町、東に沖縄市、北に比謝川を境にして読谷村に接している。

地形はおおむね平坦である。町総面積14.69km²の85%が軍用地となっており、住民地域は極めて狭小である。本町は戦前、北谷村の一部で字嘉手納の一部を除いては純農村であった。当時嘉手納は県鉄道の終点に位置し、県立農林学校をはじめ青年師範、警察署、大型分密糖工場等が所在し、中頭郡における経済、文化、教育の中心地であった。さらに沖縄八景に数えられた水量豊富で風光明媚な比謝川には、県下各地から家畜を積んだ汽帆船が出入りし、中頭郡における家畜の一大集散地としても盛んなところで、人と自然と産業の調和のとれた「まち」として発展を遂げてきた。しかし、第2次世界大戦における米軍の沖縄本島最初の上陸地点となり、その集中砲火は激烈を極め、住家をはじめ一木一草に至るまで焼きつくされた。戦後は昭和23年4月頃まで嘉手納飛行場内の部分的通行が可能であったが、その後、米軍の飛行場管理が強化され、全面的に飛行場立入が禁止されたため村域が2分された。このため嘉手納地域の住民は役場への用務を果たすために、遠く謝苺（北谷町）まわりかあるいは越来村（現沖縄市）まわりをしなければならず、交通の発達していなかった当時としては相当の時間を要し、日常生活をはじめ村行政運営にも著しく支障をきたしたため、昭和23年12月4日、人口約3,800人をもって北谷村より分村し「嘉手納村」として第一歩を踏み出した。しかし実に村域の85%を軍用地として接収され、残された僅かな地域に住民はひしめき合った形で生活を強いられてきた。住民地域が嘉手納飛行場に近接しているため爆音、飛行機墜落事故、燃料流出、井戸汚染、B52戦略爆撃機の飛来等、枚挙にいとまがない程の基地被害をこうむり「基地の街」、「沖縄の縮図」と言われてきた。こうした基地の中で産業皆無の嘉手納村は必然的に基地依存の生活に頼らざる得ず、そこに就業と稼得の場を求めて、人口と各種事業所が急増し、村の様相も次第に都市的形態を備えるようになってきた。こうした都市的形態に応じた新しい時代の新しいまちづくりを目ざして一層の発展向上を図るため、昭和51年1月1日を期して、これまでの「嘉手納村」から「嘉手納町」へ移行し、

県下で7番目の「町」としてスタートした。

2. 創設まで

全世界をまき込んだ第2次世界大戦は、郷土の様相をまったく変えてしまった。特に米軍の本島上陸第1地点となった本町は、家、屋敷をことごとく破壊され灰燼に帰してしまった。そして終戦をむかえ、昭和23年2月頃から住民が避難先から帰ってきたが、家、屋敷の跡も定かならず、又、広大な面積を軍用地に接收され、戦前13ヶ字の住民は、住民地域として3ヶ字に押し込められる形となり、狭隘なる故の不便は大きなものがあつた。村の総面積の85%を軍用地として接收され、基地の街として形成されてくるなかで、年々人口も増加し、次第に都市的形態を帯びてくるようになり、村民は当初近隣屋敷の井戸や比謝川の河川水等を生活用水として利用していた。しかし、人口が多くなるに従って生活用水にも不自由をきたす状態になり、村内に湧水を利用した個人経営の簡易水道が数社誕生したのである。しかし衛生の面、水圧の面、水道料金の相違、又一度火災を起こせば大惨事になる等の状況から村民の不安と不満は大きく、上水道の必要性を大きく要望する状態となった。

それらの要望を解決するため早急に上水道を村直営にすべきとの声が高まり、昭和38年10月15日第5回嘉手納村議会定例議会の議決を経て昭和39年3月1日、旧区制の時の7区から11区の一部に、昭和24年12月頃から昭和39年2月までの間、給水営業を行っていた個人経営の簡易水道を村が買い上げ、時の琉球水道公社より分水を行い給水を開始した。

当時の建設課に上水道事業特別会計として上水道関係職員6名を配置して発足したが、昭和39年10月29日当時の7区から11区（外人住宅含む）までの地域に行政主席から上水道事業経営が認可され、当該地域への配水管布設工事等を行い、昭和40年7月1日をもって水道課長以下6名の職員で水道課が設置された。資金については、昭和39年11月10日行政主席より上水道事業補助金（\$15,000）が交付され、昭和39年12月15日琉球開発金融公社借入金（\$62,000）、それに一般会計からの借入金で充当した。その後、嘉手納外人貸住宅水道、ロータリー水道、比謝川外人貸住宅水道、古謝水道、福地水道を次々に買い上げ、地域住民に平等に清浄にして、豊富低廉な水の供給を行ってきたのである。

3. 事業拡張

第1次水道事業変更認可は昭和46年5月行政主席により認可され、当時の東区、上区、中区の一部地域に給水区域が拡張された。給水人口16,160人（外人を含む）1日最大給水量3,232m³に変更認可された。昭和51年1月1日に県下7番目の町昇格により、これまで嘉手納村水道課から嘉手納町水道課に名も改まり、職員一同一層身を引き締めて水道事業の健全経営に努力してきた。最後に残っていた個人経営の簡易水道（福地水道）も買い上げ、町全域（基地を除く）を対象区とした。そして、第2次水道事業変更認可は昭和51年3月31日付で沖縄県知事より行なわれた。

- (1) 給水区域を嘉手納町東区、上区、中区、西区に拡張すること。
- (2) 給水人口を16,880人（外国人を含む）に増加すること。
- (3) 給水量を1日最大給水5,740m³に増加すること。

に変更認可された。しかし、年々増大する町民の水の需要と生活向上の一端として1日最大給水量の改正が必要となり、又いままで給水地域を住民地域に設定していたが、将来のことも勘案して基地を含めた町全域への給水区域設定が必要となり、昭和60年1月7日第3次事業変更認可申請書を沖縄県知事に提出した。その結果、(1) 給水区域を嘉手納町の区域内とする。（町全域）

- (2) 給水人口を16,090人（外人を含む）にすること。
- (3) 給水量を1日最大給水11,510m³（外人を含む）に増加すること。

の条件で昭和61年6月19日付けで沖縄県知事により変更認可された。

今後は、水道事業は基地内を含めたかたちで検討がなされなければならない、基地内給水の問題は今後の大きな課題となるだろう。

本町の水道普及率は昭和49年において100%に達しており、現在は維持管理の時期に来たといっても過言ではない。いかにして有収率を向上させるかが課題である。現在本町の水道配水系統は直接県企業局の送水管から分水しているため、水圧が一定してなく深夜は水圧が上がる傾向にあり、給配水施設に与える影響が大きい。

そこで平成元年に国庫補助事業として久得地内に、配水池築造工事（工事費153,985千円）を行い、同年3月に完成し町民への水の安全供給を行ない現在に至る。

北谷町水道小史

本町の水道事業は、昭和34年に給水を開始して以来32年にわたり、地域住民への水の安定供給を推進してきました。

その間、特に昭和34年の給水開始当初は米軍基地経由による分水を行い、水道公社の最水器により浄水を購入するという、変則的な状態におかれておりました。その後、昭和47年5月15日の日本復帰に伴い、沖縄本島の主要な水道施設は、米国から日本政府が購入し、同時に沖縄県に移譲され、沖縄県企業局の管轄となり、引き続き水道事業者が浄水を供給することとなりましたが、軍事基地の態様や地形等の関係で、北谷町内には県企業局の配水管が布設されてないため、依然として基地経由による浄水購入を続けざるを得ませんでした。このため、基地内における工事や漏水事故が発生した場合は、抜き打ちによる断水、工事完了後の赤水発生や水圧低下等により、地域住民から苦情が絶えない状況でありました。

このような、基地経由給水という変則的な形態を早急に是正するため、昭和48年を初年次として、昭和50年までの3年間の配水施設整備計画により、主要幹線道路（県道23号、130号及び国道58号線）への施設整備を実施し、昭和51年度以降は県企業局の配水管への接続により、浄水を直接購入することとなりました。

長期間に亘る基地経由給水の解消により、水道事業の諸計画も本格的に推進することができ、本町における都市化の進展に伴う人口増、生活水準の向上等で増大する水需要に対処するため、第5次拡張計画による水道施設の整備、拡充に努めてきました。又、本町は、昭和55年4月1日に「北谷村」から「北谷町」へ移行したことにより、町の限りない発展を求めて、行政と町民が一体となって都市づくりのための諸施設が進められ、特に都市づくりの障害となっている軍用地に関しては、「計画的返還」についての強力な要求が功を奏して、昭和56年には、ハンビー飛行場、メイモスカラー地域が返還された。これにより、広大な米軍基地によって分断されていた住民地域が連結し、都市づくりをしていく基盤が出来たことから、本町においては従来の振興計画を見直す必要が生じたため、昭和57年6月に「第二次北谷町振興計画基本構想」を策定して、ニライの都市「自然と人間が調和した、創造性ゆたかな活力ある民主的な地域社会」を、町の将来像として位置づけ、その実現のために総合的かつ計画的な都市建設が進められ、軍用地跡地利用については、ズケラン通信所跡地、ハンビー飛行場跡地、メイモスカラー跡地等における区画整理事業が推進されるとともに、昭和61年から桑江地先

公有水面埋立事業も開始されることとなりました。

水道事業においても、当該地域への給水区域の拡張により、事業計画の見直しの必要が生じたため、昭和61年に事業変更認可を得て、第6次拡張事業として区画整理地域への配水管の布設工事をはじめ、安定給水を確保するための配水池（容量2,300トン）の築造工事及び近代的な施設管理のための計装設備（遠方監視装置）等の施設整備を推進してきました。

北中城村水道のあゆみ

本村の簡易水道は、字仲順（部落営）で昭和10年3月1日に荻道低田原地内の湧水池（タチガー）を水源とし、給水人口400人、給水量80石で県府補助額9,000円、地元負担額3,730円で給水が開始された。

本村は、かつて、中城村の一部として永い歴史を歩んできたが、第2次世界大戦の結果占領軍の施設によって村が南北に分断され、行政の執行に大きな支障をきたしたことから昭和21年5月20日、北側に属した12行政区をもって新たな自治体「北中城村」として、人口5,984人をもって誕生したのである。

昭和33年（1958年）大旱魃の為これまでも増して水事情が悪化し深刻となり、村行政の中で水問題は最も重要な懸案となる。

昭和33年7月字安谷屋簡易水道完成（弁務官資金55.76%）。同年12月字島袋区民へ軍水道飲料水の分子方について、琉球列島米国民生府、主席民政官宛陳情。

昭和34年4月（1959年）村総合簡易水道事業計画、字瑞慶覧地内にある湧水（ソージガー）を水源として喜舎場・仲順・熱田・和仁屋・渡口・屋宜原・瑞慶覧地域への給水計画がなされる。この計画実現のため、琉球米国民政府高等弁務官、行政主席、工務交通局長、立法院等へ資金援助方の陳情要請が行われたが実現をみない（昭和40年まで毎年要請される）。

昭和36年7月（1961年）字石平、琉球水道公社より給水を受ける（村補助3.6%）

昭和37年10月字熱田9班・10班簡易水道完成（村補助25%）。

昭和38年4月（1963年）字島袋、水道公社より給水を受ける。（村補助7.87%）。字瑞慶覧簡易水道完成（村補助14.43%）。同年7月字渡口簡易水道完成（村補助16.94%）。同年8月異常旱魃のため飲料水の運搬給水を実施（喜舎場・熱田・安谷屋・荻道・大城）の5カ字の人口4,560人のうち3,320人に対し、1,155トンを運搬給水する。

昭和39年8月（1964年）喜舎場・仲順・屋宜原簡易水道布設（弁務官資金78%）。

（1964年）

昭和39年6月11日 北中城村上水道条例の制定を可決。（特別会計を設定する。）

11月19日 建設課に水道係を設置。

12月21日 琉球政府行政主席より上水道事業経営の認可を受ける。

島袋地区（アワセハイツ・プラザ地域）、瑞慶覧地区（ベルエアーハイツ）、安谷屋地区（パークサイド）、安谷屋・喜

舎場地区（喜舎場ハウジング）、渡口地区（大西ハウジング）等の外人住宅地内の水道施設を買い上げて、本村の水道事業が開始される。給水人口2,900人、一日最大給水量1,087m³。

（1966年）

昭和41年 2月 北中城村給水工事指定店の設置。

（1968年）

昭和43年 7月 1日 第1回事業変更、行政主席より認可される。
給水区域を荻道、大城、熱田、和仁屋地区に拡張する。
給水人口を8,050人に増加、一日最大給水量を2,415m³に増加する。

（1969年）

昭和44年 3月 1日 水道課を新設、（初代課長に安里吉明）。

（1970年）

昭和45年 3月 27日 上水道検針及び集金手当可決。
6月 11日 北中城村水道事業給水条例を制定。（北中城村上水道条例は廃止する。）

（1972年）

昭和47年 3月 8日 第2回事業変更、行政主席より認可される。
給水区域を喜舎場、仲順、屋宜原地区に拡張する。
給水人口を15,400人に増加、一日最大給水量を4,620m³に増加する。（喜舎場・仲順・屋宜原の簡易水道を廃止する。）
5月 15日 祖国復帰（本土復帰により水道法を適用。）

（1973年）

昭和48年 3月 12日 水道事業の設置に関する条例の制定を可決。
4月 1日 水道料金の値上げ実施。

（1975年）

昭和50年 12月 11日 第3回事業変更、沖縄県知事より認可される。
給水区域を瑞慶覧地区の一部（キャンプズケラン）に拡張、村全域に給水する。一日最大給水量を8,000m³に増加する。

（1976年）

昭和51年 3月 16日 異常早魃により制限給水実施。
12月 1日 米軍と給水契約を締結し、米軍基地（キャンプズケラン）に

給水を開始する。

12月20日 給水条例を一部改正（米軍基地給水総使用水量の40%は家事用・60%は団体用を適用する。）

（1977年）

昭和52年 5月16日 制限給水実施。

（1978年）

昭和53年 6月30日 北中城村水道事業給水条例の全部を改正する条例を可決。

（1981年）

昭和56年 3月3日 屋宜原西前原711番の土地142m²を購入。

7月8日 沖縄本島夜間断水実施。（長期給水制限に入る。）

11月1日 水道料金の値上げ実施。（改定率21.7%）

（1984年）

昭和59年 3月20日 喜舎場・仲順配水池（1,400トン）竣工。

（1986年）

昭和61年 5月16日 第4回事業変更、県知事より認可される。
給水人口を15,780人に増加する。

（1987年）

昭和62年 6月25日 水道事業無線電話を導入。

12月12日 喜舎場・仲順配水池用地617m²を購入。

（1988年）

昭和63年 2月27日 制限給水実施。

4月1日 字石平の上水道が村に移管される。

（1989年）

平成元年 2月28日 島袋（レイクビュー地域）ポンプ場竣工。

3月 給水条例の一部を改正する条例（消費税法の施行に伴う改正）。審議未了

（1990年）

平成2年 6月1日 水道料金の値上げ実施。（改定率15.29%）

11月6日 大城配水池用地1,081.29m²を購入。

（1991年）

平成3年 3月29日 大城配水池（1,000トン）竣工。

5月14日 第5回事業変更、県知事より認可される。

給水区域を熱田及び和仁屋地先（海面埋立地）に拡張する。

給水人口を16,400人に増加、一日最大給水量を10,500m³に増加する。

6月10日 制限給水実施。(64日間)

10月1日 基地用の用途を新設し、米軍基地水道料を改正する。
(団体用60%・家事用40%を基地用に改める。)

平成4年7月24日 コンピュータ導入(リース)に関する覚書を締結。

中城村水道事業の変遷

本村には水源がない為、昭和42年まで村民は浅井戸（5 m～8 m）の井戸をほとんどの家庭でもっており、干ばつ時には自家用の井戸では間に合わず部落の各班単位、あるいはとなり近所の2～3件の家庭で、水の出そうな場所を選定し共同作業で井戸を掘り、共同使用を行って来た。又、屋根を利用して、雨ドイを付けコンクリートタンクを2～3段重ねて設置し、飲料水として使用されて来た。

井戸の場合は、短期間雨が降らなければ水嵩が下がり井戸の底で濁り、飲料水としては不適當であり又、生活環境等の変化により、家庭からの生活雑排水や汚水、農薬の大量使用等により水質の汚染がひどくなり、水道に対する村民の要求が高まって来た。

本村の水道事業は、国道329号線（当時の13号線）に県企業局（当時琉球政府水道公社）の配水管が、布設されるのを待つて昭和42年9月定例議会で、水道事業経営の意志決定と特別会計設置の決議がなされた。

同年11月20日なは、当間・屋宜の一部地域で、計画給水人口949人、1日最大給水量412m³の水道事業経営の認可を得て、翌年8月10日にこの地域に本村で始めて、水道による給水が実施された。

同年12月9日に当間～久場までの6ヶ字に給水区域を拡張し、給水人口4,200人1日最大給水量970m³の第2次拡張事業認可を得て、昭和44年12月6日に伊集～久場までの14ヶ字、給水人口10,100人1日最大給水量1.818m³、復帰前年の昭和46年11月19日には本村全域給水人口12,140人、1日最大給水量3.019m³の第3次の拡張事業認可を得て、事業経営を行って来た。復帰後の昭和54年1月29日に1日最大給水量、4.260m³の第4次拡張事業認可を得て、近年、大規模宅地造成や県営団地の導入、企業等の立地により給水人口の増、及び使用水量の増加に伴い平成2年7月9日付で、平成10年を目標に給水人口14,727人、1日最大給水量6,500m³の第5次拡張事業認可を受け現在に至っております。

尚、復帰前の昭和43年から平成3年までに、管網延長で81,262mの水道管が布設されており、配水池5基、ポンプ場も4ヶ所に設置されております。又、復帰時点の昭和47年度から平成3年度までの20年間に、建設改良事業費で、11億5,000万円の事業を実施しております。

今後も年次計画で、配水管の新設や老朽管改良工事を平成10年までに、約5億5,000万円の事業を実施する予定であります。

次に水道の普及率を見ますと、復帰時点の昭和47年の31.6%に対し平成3年には99.8%とほぼ100%に近い高普及率となっております。

今後も施設の拡充を図りながら、経営の安定向上を図っていきたいと思います。

豊見城村水道小史

本村は、のは川、国場川の下流に位置するものの、両河川とも飲料水として適せず、また地下水等も水道水の原水として使用できるものは皆無であり、現在は全給水量を県企業局の浄水に依存している実情にある。

水道管布設前は家庭で井戸を掘り、洗濯水等の雑用水に使用し、飲料水は天水を蓄えるか、または近くの湧き水の出るところまで水汲みをし各家庭に運んだものでした。また、部落によっては簡易水道で対応したところもあったようです。

しかしながら、渇水が続くと湧き水等もなくなり飲料水の確保に苦勞したそうです。特に、1963年は明治37年以来60年ぶりの大干ばつであったようで、その年の「広報 とみぐすく」6月号では「ああ・水がほしい」のタイトルで「あなたの家は水はありますか、君の家は・・・」と、そのころの苦勞話が掲載されている。

さて、本村の上水道事業は、昭和43年3月に創設の認可を受け水道管布設工事を開始しました。昭和43年10月に字真玉橋が村内初めての給水開始地域となり、その後嘉数、根差部、高安、のは（昭和44年から45年布設）が県道11号線に布設された当時の琉球水道公社の送水管から分枝して給水され、上田、渡嘉敷、平良、高嶺、豊見城団地、保栄茂、翁長（昭和45年から46年布設）は、県道11号線と県道7号線の交差する近くに増圧ポンプ（現在水道庁舎敷地）が設置され、それによって平良の森（通称ユダマ）の水道公社の配水池に貯水されて給水されました。豊見城、宜保、我那覇（昭和48年から49年布設）は、県道68号線に村の配水管を布設し給水され、田頭、瀬長、名嘉地（昭和48年布設）は、国道331号線に配水管を布設し給水、渡橋名、伊良波（47年布設）は、村道25号線に布設した配水管から給水しています。金良、長堂は南部水道企業団から給水を受けていたが、昭和52年に第2次拡張の認可を受け、配水池を築造し給水を開始した。

これにより本村は、行政区域内全域が給水区域となりました。また昭和57年に水道庁舎を新築し、各ポンプ場、各配水地の中央管理システム（計装装置）が可能になった。

しかしながら、本村は県都那覇市に隣接するため、復帰前から人口が急増し（昭和47年 17,377人、20年後の平成4年7月で43,000人復帰20年で2.5倍の人口になり、現在日本一人口の多い村となっています）、配水管の増口径等の工事を余儀なくされています。また、今後与根・翁長地先の埋立事業等、大型事業がある

ため、平成3年に第4次拡張認可（平成3年度から平成12年度まで）を受けて、配水池の築造、配水管布設工事等を行う計画であり、より安全で安定的な給水を行い、財政的にも厳しい現状ですが、企業努力と経済性を発揮し、村水道事業の発展に努めてまいります。

玉城村水道事業の沿革

本村は沖縄本島の南東海岸に面し、東経127度44分20秒～127度48分23秒、北緯26度7分19秒～26度9分38秒に位置し、県都那覇市から約12kmの距離にあり東西に約7km南北に約4kmで面積16.8km²である。地形的には、中央から西方は丘陵地帯で北東一帯の台地から南に傾斜をなし、全般的に起伏に富んだ地形であり、集落の大半が南向きの斜面に立地しています。

本村の水道はいずれも集落単位の簡易水道で給水が行われていましたが、昭和20年米軍によって、村の中央高台の約558,749坪が軍用地に接収されたため、親慶原、仲村渠、百名、新原、玉城、中山、富里、当山、屋嘉部、喜良原の各水源が基地の設置に伴う形質変化により、湧水量の減少や一部水源が汚染され始めるなどの他に管理不備等で飲料水として不適な水源が次第に多くなりました。

また、愛地、前川の一部（石川、屋繰）は昭和40年5月から昭和52年6月まで南部水道企業団より給水を受けていた時期もありました。昭和47年に米軍より野戦用給水パイプを譲り受け親慶原、仲村渠、百名、新原に布設し一時的に企業局より分水して給水を受けていたが、村一円への上水道の布設の要望があり、簡易水道から村水道事業への移行を考え水道事業4カ年計画の基本構想が昭和47年に策定され、昭和48年度において、全体計画書が作られ、昭和49年度から防衛庁の補助金を受け一部工事を着工し昭和50年10月に県より事業の経営認可（計画給水人口9,595人一日最大給水量3520m³）を得て厚生省及び防衛庁から補助を受け昭和55年度に工事を完了し、水道事業経営が始まり村民に対し豊富で清浄な水を安定して供給することができるようになりました。

水道事業は、村民が文化的な日常生活の営みを支える最も重要な施設であり社会的経済的な諸活動を支える上でも不可欠なものとなっています。今後村民の使用量の増大や又、リゾート施設の建設等により水需要は急激な伸びが見込まれますので、事業の経営安定を確立し、村民が健康で文化的な生活を営み更に生活水準の向上に寄与するべく水道施設の維持管理をし豊富で低廉な水を供給すべく関係者一同最大の努力をしていきます。

知念村 簡易水道の沿革

本村は、沖縄本島の東南部にあつて那覇から24.5kmに位置し北西から東にかけて中城湾に面し東南は大平洋、西は佐敷町、南西は玉城村に隣接している。又、知念岬の東方海上約5.3kmには、周囲7.8kmの細長い久高島がある。

本村の総合面積は9.72km²で志喜屋から6つの行政区が西部簡易水道で標高100mの中腹に集落が形成され、その後方は急傾斜の断崖を形成し頂上は比較的広い大地をなしている。又、久高島は隆起さんご礁で平坦な地形をなし南西に集落を形成している。

東部簡易水道は、安座真から4つの行政区でなり海岸線に沿つて集落を形成し地形は緩やかである。

村内の水道は、復帰以前において天水、井戸水、湧水等を利用し部落ごとに簡易水道が敷設されていたが、夏期の干ばつには水量が不足し井戸水等においては水質が悪くなり、天水を利用している久高島では水の苦勞が絶えなかった。又、当時の水道は部落で運営されているため管理不十分で施設等も不備で浄水施設がなく保護衛生の上から好ましく無い状況であつた。

昭和49年に県企業局により国道331号線内に送水管が敷設されるのに伴い、東部簡易水道事業が昭和49年9月、西部簡易水道事業が昭和51年4月に認可を受け、また久高島海底送水管が昭和53年に完了した。東部簡易水道事業の計画給水量一日最大504m³、計画給水人口2,720人、工事費2千9百万円、西部簡易水道事業が計画給水量一日最大1,408m³、計画給水人口3,690人、工事費6億8千5百万円をもつて、水道事業経営が始まり村民に対し、豊富で清浄な水を安定的に給水することができた。

しかし、村民の文化的な生活水準の向上に伴い使用水量も増え昭和62年には、第一回変更認可を必要とし西部地区・久手堅・吉富配水管敷設工事、東部地区配水池設置工事・総工事費1億5百万円を含み西部地区計画給水人口3,690人・一日最大給水量1,408m³・東部地区計画給水人口2,640人・一日最大給水量995m³で認可を受けている。

昭和63年度における、西部地区配水管敷設工事及び東部地区配水池設置工事も完了し安定的に供給し得る能力を保持できたものと思われませんが、本村の現状としては昭和49年から昭和51年にかけて敷設された水道管が多く土壤腐食性に対する防護等がされてなく漏水により大切に清浄な水を流出し大きな損害を受けて

います。

そこで、今後水道事業の経営安定を確立し継続的サービスをするには公営企業本来の財政確保と健全経営を図り、そのためには料金改正を行い、村民が健全で文化的な生活を営み生活水準の向上に寄与すべく、水道施設の維持管理をし豊かで低廉な水を供給していきたい。

佐敷町水道事業の沿革

本町は、昔、佐敷間切りと称し、「琉球国由来記」によると「佐敷村」等の9村（むら）からなっていたが、明治41年の町村制移行により、字佐敷外7字となる。さらに昭和23年には、兼久、伊原、外間が行政区となり11字となる。昭和47年に公有水面埋め立てにより字新開が誕生、昭和54年には、つきしろの街が誕生、そして、昭和58年、昭和63年に字新開地内に県営団地が建設され、現在は、15行政区となっている。こうした社会的要因による人口増、それに伴う商工業の発展により昭和55年に村制から町制に移行され、現在においては、人口10,920人（H4.4.1現在）となっている。

戦前戦後をとおり町民の生活用水は、井戸による地下水や天水にその大部分を依存していた。また、一部地域（字津波古、小谷、新里、兼久、佐敷）では部落負担等で自己水源を持った簡易水道が布設され、ほとんどが部落管理による運営であった。しかし、水源水量の不足、生活水準の向上や人口増に伴う水の需要増、水質の悪化などの問題が頻繁に起こり管理に苦慮していた。

そこで、琉球水道公社分水による村水道事業設置の声が高まり、村内でも人口が集中する字津波古を給水区域として定め、昭和43年11月5日琉球政府の事業認可を受けて計画給水人口3,100人、1日最大給水量588m³、費用を43,000ドルかけて、施設を整備し昭和45年1月14日村民待望の上水道の給水が開始され、全村給水に向けた水道事業がスタートした。

昭和47年4月には第1次拡張事業として計画給水人口7,760人、1日最大給水量1,780m³が琉球政府指令建268号で認可され、昭和50年1月1日には、上水道の全村給水が開始された。それに伴い、これまで部落で管理運営していた簡易水道は、完全に廃止された。

また、当初の事業計画書策定から第1次拡張事業認可業務および事業の実施と復帰前後の困難な時期においては、建設課水道係であったが、昭和48年の地方公営企業法適用にともない、同年4月1日付で水道課が設置された。

その後、計画給水区域の拡張、計画給水人口や1人1日最大給水量の増加に伴い、昭和50年4月に第2次拡張、昭和60年8月には第3次拡張を行ってきた。平成3年5月の第4次拡張事業では、目標年次を平成12年に設定し、総事業費1,188百万円、計画給水人口14,100人、1人1日最大給水量444ℓ、1日最大給水量6,262m³が指令環259号により認可されました。

さて、本町における昨今の生活水準の向上による水需要量は著しく増加の一途をたどりつつある。また、マリンタウン構想による埋立て開発の中でリゾート施設の建設計画も予定されており、更にピーク時の給水不良地域の解消等に対応するためには、給水方法の変更（直圧給水から自然流下式給水）をしなければならない。そこで、今後、第4次拡張事業の完全実施と公営企業本来の財政確立と健全経営を図る上からも料金改定を行う必要が迫られてきている。

本町の水道料金は、家事用で復帰前基本料金（8 m³）1ドル50セントが、昭和50年の改定で750円、昭和53年の改定では780円、昭和56年の改定では980円になったが、その後水道指針で示す3年1度の改定ができず、6年余を経た昭和63年に1,100円に改定され現在に至っている。

復帰直後の昭和48年度の決算で給水人口4,412人普及率54%配水能力2,166m³、年間配水量151,300m³、配水管総延長16,435m、営業収益8,630千円であった本町水道事業は、第4次の拡張と20年の経過を得た今日、給水人口10,984人普及率100%配水能力4,520m³／日年間配水量1,219,320m³配水管総延長58,976m 営業収益188,666千円となり大きな成長をしてきた。

いまや、文化的生活を営む上で欠くことのできない水道、今後とも町民福祉の向上と生活水準の向上に寄与すべく、施設の維持管理と健全経営の確立を図り町民に清浄にして豊富で低廉な水を供給していきたい。

与那原町水道の沿革

本町は、沖縄南部東海岸に面し、東経127度46分北緯26度12分にあつて、東に佐敷町、南に大里村、西に南風原町、北に西原町の4町村に接し、東南には雨乞森、西北には運玉森の小高い丘があり、海岸線は南国特有の珊瑚礁岸となっております。海岸に沿つて東西に43km、南北に21kmの扇形的長方形をなし、住家も海岸沿線に沿つて密集しております。与那原町は昭和3年ごろから町制の機運がたかまり、昭和19年まさに町制ならんとする時今次大戦により中断された。戦後再び分町問題が起り昭和24年3月31日分町発令となり、大里村から分離し、同年4月1日（与那原町）が誕生し戦災復興の基礎づくりをした。現在は恵まれた交通網によつて那覇市のベットタウン、近隣町の消費文化の主要都市として行政がおこなわれ、現在においては人口14,677人（H4・4・1現在）となっている。

本町は、海岸線にのびた平坦地に住民が密集し、平坦地では戦前より井戸水は豊富にあつたが石灰分が多量に含まれ、又衛生的にも好ましいものではなかつた。高台地域に位置する上与那原区、大見武区では地下水も少なく旱魃時には深刻な水不足をきたし、そのため昭和33年に南部全体に給水すべく南部の9町村で（南部地区水道計画推進期成会）が発足したが事情によつて実現出来なかつた。しかし、町民から水道設置の要望が強かつたために昭和42年9月9日認可を受けて、水道公社（県企業局）から受水出来るようにより昭和43年に琉球政府の補助によつて配水管工事に着手し、5地域に同年8月に給水が開始された。年々新設工事が実施され、昭和46年を最後に大見武区・上与那原区に給水されて全部落に水道水がいきわたるようになった。復帰後は昭和51年12月に認可を受け、第1次拡張工事に着手、水道事業の計画給水量一日最大3,863m³、計画給水人口13,230人をもつて豊富で清浄な水を安定的に給水することができた。しかし、近隣町村の消費文化都市として発展成長しつつある中で、人口の増加及び生活水準の向上に伴い、水需要は年々増加の傾向であります。水道事業当初の布設管は人口増、水需要の増加に伴い、口径不足による使用量の多い時間帯には配水管の水圧低下による給水不足を多発している現状の爲、昭和58年1月、第2次変更拡張では総事業費256百万円、計画給水人口15,680人、1人1日最大給水量408ℓ、1日最大給水量6,400m³が指令環76号により認可されました。これまで老朽管及び小口径管の布設替を実施し平成4年度事業で1,000トンの配水池工事を施工して、今後も安定供給を図るため配水池建設を推進する予定であります。

本町においては、マリンタウン構想による埋め立て開発計画や与原区画整理事業、板良敷区画整理事業等の事業計画がなされており、水需要は著しく伸びるものと思料されるので、今後第3次拡張事業の必要に迫られている。

南部水道企業団

南部水道企業団は、具志頭村、東風平町、大里村、南風原町の一部事務たる上水道事業を共同処理する目的をもって、これら各町村それぞれの協議により昭和37年12月1日琉球政府行政首席の認可を得て設立された地方自治法第284条の規定に基づく市町村組合（一部事務組合）である。

この企業団を構成する町村は、沖縄本島南部中央部で、地域上水源が乏しく天水、井戸水等を使用している状態でありました。そのため個々の町村自体では、その最低需水量さえも確保できず長年困難な生活が続けられてまいりました。それに日照りが続くと住民の生活は極めてみじめであり、衛生面からも重大問題とされ本問題を早急に解決促進しなければならないという趣旨のもとに、昭和33年2月22日本島南部の9ヶ町村を主体として町村長、議会議長等及び地域内諸団体等をもって、南部地区水道推進期成会が組織されたのであります。しかしながら水道事業については、各町村が単独に運営していくことは財政上負担面よりみて困難であるので、本地域に隣接する具志頭村、東風平町、大里村、南風原町が協議して昭和37年8月7日連署して南部地区東部上水道組合を設立許可申請を行う行政主席に提出し同年12月1日、これに対し許可指令書が交付されたが昭和47年5月15日日本復帰により各称を南部水道企業団に変更し現在にいたっている。平成3年度決算において給水人口60,294人、年間総配水量7,754千立方メートル自己水1,756千立方メートル（22.65%）県企業局より受水5,998千立方メートル（77.35%）となっている。

「沖縄県水道用水供給事業・工業用水事業20年史」

市町村水道小史によせて 仲里村

沖縄県の本土復帰と同時に沖縄県企業局が設立され、めでたく20周年を迎え心からお祝い申し上げます。県民福祉の向上と諸産業の伸展を目的にして水資源の開発並びに近代的な施設整備を図り安定供給体制の確立に多大な貢献をなされたことに対し敬意を表すると共に記念誌が編されますことを御同慶に存知上げる次第であります。

当村にも原稿の御依頼にあずかり光栄に存じます。紙巾がかざられているようですので水道事業の概要の説明をさせていただきます。

本村は17の集落からなっているが地理的条件で給水区域は上水道と簡易水道の二つの区域にわかれている。地下水が豊富で各家庭に井戸があって共同井戸等も利用し水道布設前から生活用水には不自由はしなかった、しかしツルベで水汲みしたり、水の運搬作業は大変重労働であった。衛生面においては屋敷内で家畜を飼育していたので汚水浸透により砂地の浅い井戸水が常に汚水されやすい状態であった。昭和37年頃には一部の地域において弁務官資金による部落簡易水道が布設されたが維持管理が不十分で現在は殆ど残っていない。安全な水を給水し村民の健康増進と文化的生活の普及向上を図る目的で水道事業計画を策定、

☆昭和43年3月上水道創設事業認可	計 画 給 水 人 口	8,300人
	一日最大給水量	1,494m ³

☆昭和48年4月給水開始、昭和51年未給水区域の奥武島とオーハ島の海底送水管を布設して離島苦解消の一助となる。

☆昭和51年3月比屋定地区簡易水道認可	計 画 給 水 人 口	700人
	一日最大給水量	140m ³

☆昭和53年4月給水開始、村内一円水道布設が完了した。復帰後人口流出が続き現在給水人口は5,237人となっている。

近年地域経済の発展に伴い生活が豊になり、リゾート観光施設等の急増と共に年々需要量は増加し、創設当時の施設能力では対応が困難となって拡張事業を計画。

☆昭和62年6月第1次拡張事業認可	計 画 給 水 人 口	6,000人
	一日最大給水量	2,100m ³

☆平成元年3月に完成し、施設能力の増強で安定給水が図られた。

資本費の増大に伴う財政負担の問題と水源を農業用ダムからの取水にたよっている現状では、生活用水確保のため水源開発が重要な課題となっております。

今後とも仲里村水道事業に対しましてご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに沖縄県企業局の益々のご発展を祈念申し上げます。概要説明いたします。

粟国村水道小史

粟国島の人々は、昔から水を得る為に大変な苦勞をしてきました。

こうした「粟国の水の歴史」を人々の水を得るための工夫と苦勞について、歴史的な経過にそってまとめてみました。その大まかな流れをみると大体次のようになっています。

本村は飲料水に乏しく、昔は雨が降ると木から流れ落ちる水を容器に溜て保管して飲料水に使用していた。この溜水がなくなると、人々は岩の間から流れる泉の水を利用した。

又、海近くの岩の下の砂を掘り出して、海に流れる水を止めて使用し、渇水期には、島の最西端の岩壁から海に流れ落ちる泉の水を飲料水として使用した。

昔の井戸は藩所（慶長16年（1616年）尚寧23年）が設置され、井戸の設置はその後と想像される。各部落ごとに井戸を掘って家庭用に供していた。その水を溜る容器として島の西海岸（海拔30m～50m）にある擬灰岩の白い岩石をくり抜いて貯水用の水槽として使用した。

その歴史はおよそ1200年前のことです。その水槽の大きさは、容積500ℓ位重量にして約300kg位のものでこれを運ぶのにくり船二隻で扶んで約2km海路を港まで運び帆船の帆柱を棒にして5、60人以上の人が、交代で担いで運んだそうです。水槽は多額の費用その製造と運搬には多くの日数と労力を要したと言われる、その大小及び数は当時の貧富関係の差を歴然と表していた。小さい島では日照りが続くとすぐに水源が枯渇してしまい人々は涙ぐましい努力を続けながら生きてきました。

大正に入り溜池（大正池）が1914年大正3年に完了し水事情は島民に相当の思恵を与えた。その後各家庭に天水を溜るタンクを造り飲料水として利用した。

尚1950年琉球政府補助金により各部落に井戸を掘り家庭用水として供給した。

さらに米軍政府も井戸水が飲料水に適しない水事情を認め高等弁務官資金で湧水を利用して貯水タンクを造りポンプアップにより島の高台の貯水タンクから各家庭に給水して来たがこの地下水も生活排水による汚染塩水化が進み雑用水に利用されるのみで飲料水は天水に頼るほかがなく飲める水道水の供給を待ち望んでいましたが昭和62年に地下水と海水を補つた（かん水淡水化）施設が完成し日産400トン計画給水人口1,200人の需要をみたすにいたっています。

本施設の完成により住民の長年の悩みが解決され公衆衛生の向上及び生活環境

の改善に大きく寄与することができました。

以上粟国島の方々の水に対する苦勞と現在の水事情をまとめてみました。

南大東島の水道

南大東島は、沖縄本島より東へ約370kmの大平洋上にあり、北へ12kmを隔てる北大東島と相對している。

本島は、標準珊瑚礁の隆起した島で周囲20.8km、総面積30.5km²の短楕円形で山はなく大体平坦である。平均標高50m～30mの環状丘陵地帯が島を囲み、内側には盆地が広がり盆地の中央部には大小多数の池沼が散在し島の基幹産業である砂糖キビ畑が島一面を履い名実共に”砂糖の島“が確立している。

本島は字在所を主とする人口879人の集落が形成されているが残りの878人は島一面に点在している。

本島では開拓当初から生活用水は、中央地帯の池水や掘井戸の水を、飲料水は各自屋敷内に天水タンクを設置し大事に使用していたが、本島の年間降雨量平均1,700mmと少なく渇水期には中央部の池水を飲料水として利用していた。

然し乍、長期間の貯溜や塩分を含有している井戸水の使用は、保健衛生面の観点からも問題が多く昭和45年、このような水事情を解消するため琉球政府へ池水利用での水道基本計画の作成を要請、同計画に基づき用水供給事業として施設の建設事業が進められたが水道事業として認可を得るため専門家に依頼した結果、水質に問題があることが判明した。水道事業として認可を得るには脱塩装置他種々化学装置を設置し浄水しなければならない事が指摘された。これらの化学装置を設置するには1億1千8百万円という莫大な資金を利用するため琉球政府を通じて日本政府へ国庫補助金を要請し、昭和47年から昭和49年の3年計画で脱塩装置(イオン交換法)他浄水装置、配水施設(施設能力150m³/日)を設置し昭和50年2月24日事業創設認可を得て、昭和51年10月1日点在する農家を残り、集落地域へ給水が開始された。(給水人口879人、計画給水人口2,000人、行政区域内人口1,757人、普及率50%)旧大東寺に隣接する水源地アミダ池から製糖工場の東端部に位置する浄水場まで取水し急速慮過及び脱塩装置により浄水したのち配水池へ送水し自然流下により各家庭に給水した。その後、アミダ池の塩分濃度が上昇し脱塩装置の許容範囲を越えたため、昭和57年度に水源を飛行場傍の飲み池、小池に拡張変更した。

昭和63年、依然として普及率は56.5%と低く点在している農家は、今だ天水に頼らざるを得ない状況にあり、村民からの全島給水への要望が非常に高く、これまで島一面に点在している農家への給水は多額の資金を必要とするため足踏み状

態であったが国庫補助金及び県の助成により平成元年度より平成5年度までの5年計画により村民の長年の悲願である全島給水事業に着手し、年々点在農家の水事情が解消されつつある。

然し乍、近年水源周辺に環境の悪化や取水の増にともない水質悪化が生じ、安定した水質に保つには取水量を200m³/日とし、今後の水源拡張は海水へ求めざるを得ない状況にある。

伊良部町水道史

(1) 溜水時代

天水依存時代には、貯水のためにいろいろ工夫を凝らしたようである。即ち窪地に貯水池を作ったり、樋の代用品に二枚貝の殻を用いた形跡が今も尚、島のあちこちに見受けられることでも頷くことができる。

(2) 自然の泉時代

時代の変遷と農具の普及、及び人口の増加に伴って元島から集落の集散移動や、集落の建立が17世紀末から18世紀中期にかけて行われた。新集落は低地へと移動した。そして移住地で泉を発見した。佐和田部落はアラカーを発見した。この泉の発見は1680年頃で、部落の人々はこの泉を開拓して生活用水として利用した。伊良部島ではこの井戸が最も古いと言われている。その他、コーガー井戸、フナカガー、国仲ガーが発見され、住民の生活用水に利用されていたという。

(3) 掘り抜き井戸時代

住民は長い間の生活経験を通して地下水が流れているのに気付いた。この頃には鍛冶の技術も進んで、石工具も造られ、また石工技術も進歩していたので、各部落に共同井戸の開削を始めた。この掘り抜き井戸は、技術が向上するに従って、部落単位や近隣者同志で公衆井戸の開削に努めたので、各部落に5、6ヶ所の井戸ができあがって婦女子の水汲みも便利になった。大正時代の初め頃からは自分の屋敷内に井戸を掘るようになったが、水質は良好とは言えなかった。

(4) 佐良浜部落の水事情

佐良浜は池間島から伊良部島に移住疎開したのが1700年頃という。ところが移住当初から島は飲料水に乏しく、生活用水はほとんど溜水にたよっていた。1720年頃、命の泉ともいべきサバオキが発見されたようであるが、高さ50mもあるという崖下の泉から水を汲んで、15度以上もあるという傾斜道を通らなければならなかったので、婦女子は水汲みに半日を要するという重労働を強いられていた。大正4年頃からセメントが宮古へ移入されたので、大正8年頃から、経済力のある人々が始めて貯水用タンクを造るようになった。しかしながら雨水に頼っていても、旱魃になると水ガメやタンクも用を足さないということもあった。昭和35

年70年振りという異常大旱魃に遭遇して、農作物の枯渇は勿論のこと、飲料水にも困った揚句、動力付の揚水機をサバオキの泉に据え付けて漸く急場を凌いできたが、昭和35年8月、待望の簡易水道が創設され、永い間の水問題が一挙に解決された。

(5) 水 道

北区には旱魃すると水カメやタンクが渴水して水飢饉が生じ、飲料水を南区から求めねばならない破目にあった。こうしたことは毎年のように到来した。南区ではその都度馬車のある人々がドラム罐2、3本に水を井戸から汲み、佐良浜まで運搬して行き、水を販売したので何とか急場を凌いだ。また、伊良部小学校の児童会は、隣校の好みで4年以上の生徒が、おもいおもいの容器で水を持参して、佐良浜小学校へ運んだ。そこで、こうした窮状を救うみちは、水道施設を整備する以外に解決策はないということで、昭和41年に村当局は議会に図って実施に移した。初年度は給水区域を村内で生活用水に困っている佐良浜地区を対象に工事が進められ、昭和41年8月に竣工した。続いて増設工事が開始された。給水区域は国仲、長浜、佐和田地区で、昭和44年6月に落成した。更に、昭和47年4月には、仲地、伊良部地区へ送水することができた。これで7ヶ部落への水道施設工事が完了した。昭和48年4月1日から、地方公営企業の適用を受けて上水道事業として運営することになった。さらに下地島パイロット訓練飛行場の開港や、住民の生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応するため、昭和52年には第一次拡張事業の認可を受け、約4億円の国庫補助を得て、老朽化した水道施設の改善事業や増設事業を行った。尚、本町では、下地島空港のもつ巨大機能の活用により、優れた国際的レベルの長期滞在型リゾート地の形成を求め、リゾート伊良部開発基本構想を策定した。これに伴い給水量の増加が見込まれるため、施設などの拡張を行い、安定した供給を図りたいということで、第二次拡張事業の認可を受け、平成5年度より事業開始の予定である。

宮古島上水道企業団小史

宮古島の水道構想は昭和14年の初期当時の平良町長石原雅太郎氏によって立てられたのがその始まりであった。

それまでは、自然の洞窟井戸や掘抜き井戸が利用されていたが、日照りの多い宮古島では生活用水の確保に費やす婦女子の苦労は筆舌に尽くせないものがあり、これ等の実状を打開するために立てられた上水道構想であったが、同年11月町長の職を退いたため構想は空論に終わった。

(その間平良町は市に昇格した。)

昭和25年6月23日、最大風速70メートルという大型台風エルシーが宮古島に襲来し、農作物や公共施設等鳥有に帰し、甚大な被害を受けた。時に、市長の職にあった石原氏は怯むことなく港湾、電気、水道の三大事業を興し、上水道事業構想は再び実現するに至ったのであります。

その当時、米軍占領下にあった沖縄は県内各市町村共貧困財政で、平良市も類例にもれず苦しい状況にあった、この様な時期に無謀な計画と批判を受け乍も反対する市民や議会を説得し、昭和27年第一期工事を完成し、市街地の30ヶ所に共同栓を設置し給水は開始された。

当時の給水状況は夏季、冬期に区分され、それぞれ午前、午後の時間給水で、料金は30ガロン(3荷)0.02ドルであった。

一方、城辺町、下地町、上野村にあっては容易に水源開発の出来る地区を集落毎に簡易水道が布設され、その費用の大方は弁務官資金が充てられた。各市町村は各自の財政状況に合わせて水道の普及に取組み、平良市にあっては市街地から郊外への配水管延長と合わせて地方集落への拡張が進められていた。その頃、宮古島は前古未曾有の大旱魃(1月から8月迄の185日間)更に未曾有と言われた異常寒波は観測史上例のない日が(上野観測所で0.1度記録)62日間も続く異常災害に襲われ島民は最早生きる術もなしというところであった。

しかし、昭和38年11月17日平良市で行われた、琉球政府の1日相談所において市町村長はこぞって畑地灌漑、上水道の完備を訴え、同席した主席は慎重に考慮したいと回答したが、これより先に高等弁務官から琉球政府に対し宮古の旱魃対策費として予備費から60万ドル支出する様勧告していた。(これは職員の給与改善費として予備費に計上していたものだが弁務官としては妥当性を見出すことができないとして予算の組替えと割当てを指示したものであった。)

これを受けて政府は予算を組替え、一部の事業には指令を出し復旧事業に取り組んでいたところ、昭和38年11月30日弁務官は水利事業の前面中止と60万ドルに関する支出の中止を指示した。

その理由は、住民や農業面に公平に水を配分するための組織が必要である、市町村が別々に事業を進めることは公平な配分が出来ないし、地下水源に損害を与えないためとしている。

又その一月後の12月31日には宮古島の水道マスタープランを発表した。そのプランによると城辺町、下地町は個々の水源を使用した各々のブロックとし、平良市と上野村は一つのブロックとしたため、上野村議会では平良市と同ブロックでは料金が高騰するとしてマスタープラン反対の決議がなされた。

琉球列島米国民政府高等弁務官としては宮古島の災害復旧と将来の水利用計画遂行のためには統一管理する組織が必要であるとして地元との意見調整のないまま、昭和39年5月14日布令54号公布、即日施行され宮古島用水管理局は設立、法人としての権利を有するほか、水源保護、井戸の掘削、開削又は再掘、貯水池からの水の集取及び貯蔵（使用）汚染又は涵養に関する規則を公布する権限を有し、この権限に基づいて作られたのが宮古島地下水保護管理条例である。

地下水保護管理条例は施行以来管理局に帰属し、上水道組合、企業団と引き継がれ地下水の保護管理に多いに役立ち、又その道の人達にも評価されていることは論を持たないものと思っています。

宮古島は、今畑地灌漑用の地下ダムの建設が進められておりますが、地下水の保護管理については企業団が農工業用水まで管理することは事業運営に支障を来すおそれがあるとして宮古広域圏事務組合の組織変更に伴い昭和62年5月22日同組合に移管された。

管理局は設立後の6月26日米民政府において理事会を開き約定書の承認を受け、水道事業を管理局に引き継ぐことになったが、昭和39年7月14日平良市議会は布令の法解釈に疑義の点が多く、例え弁務官布令とはいえ市が築いた財産を管理局に移譲することは非民主的な措置であるとして万場一致で反対決議がされた。

後に関係市町村、議会、行政府、民政府、管理局合議により、昭和40年7月1日民立法（市町村自治法）による水道組合を設立することを前提として無償貸与することに意見の一致を見て、昭和39年9月10日、波乱含みの水道事業は総て管理局に引き継がれた。

管理局は設立以来1年2ヶ月に亘り事業の執行に当たって来たが、当初の申し

合せ通り組合が設立されたことによって発展的に解消し事業は再び組合にひきつがれた。

その後工事も順調に執行され、昭和42年度には全島化水道事業は一応の完成を見て島全体が水文化の生活に浴することとなった。

しかし当時立てられたマスタープランは市町村が別々に計画していた事業をつなぎ合わせた配水管網となったため、配水系統の整備や、これに伴う水源の開発、又集落単位の簡易水道施設の改良が必要であった。

現在、計画給水量の増加や給水区域の変更に伴う第四期拡張事業の執行中であるが、その間には池間島、来間島、大神島の三離島への海底送水管による給水工事、白川田貯水池（4万トン）2基の完成、調定業務化コンピューター導入、硬度低減化実験、その他導送水配水施設の整備を行い安定したおいしい水の供給に努めている。

